

2025年度予備電源募集 (2026年度・2027年度制度適用開始向け) に関する説明会

2025年7月
電力広域的運営推進機関

- 本説明会は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が予備電源の募集（2026年度・2027年度制度適用開始向け）を実施するにあたり、予備電源制度の概要（第1章）、第2回募集について（第2章）、契約の履行（第3章）、電源入札等補填金・電源入札拠出金（第4章）、予備電源の応札・契約について（第5章）に対する理解を深めていただくことを目的としています。
- 予備電源募集（2026年度・2027年度制度適用開始）に向けたパブリックコメントと説明会の予定等は、以下のとおりです。

内容	説明会／パブリックコメント	スケジュール	主な対象
予備電源募集要綱（2026年度・2027年度制度適用開始向け）(案)及び予備電源契約約款(案)※	パブリックコメント	2025年6月26日 ～7月10日	発電事業者
予備電源募集要綱等について	説明会 (本説明会)	2025年7月8日	発電事業者

● 本機関ホームページ（予備電源制度）

<https://www.occto.or.jp/yobidengen/index.html>

※募集要綱と約款の詳細については、別途公表しております募集要綱（案）と約款（案）をご確認ください。
なお、現在意見募集中であり、正式公表前となりますため、内容が変更となる可能性があります。

■ 第2回募集における主な変更点は以下のとおりです。

1. 応札価格

- 1) 目安価格を第1回～第5回の容量市場の上限価格（指標価格の1.5倍）の平均値（14,399円/kW）とする。
（※初回募集は6,429円/kW）
- 2) 応札単価が同額だった場合は、より応札価格（燃料関係費用を除く）が低い電源を高評価とする。

2. リクワイアメント・ペナルティ

- 1) 制度適用期間中において、「電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴う試運転」や、「機器の修繕の完了を確認をするために必要な試運転」に限り負荷を伴う試運転を認める。
- 2) 予備電源維持運用者は、予備電源制度が認める負荷を伴う試運転に伴い発生した収入の9割を本機関に還付する。

3. 応札可能な電源

容量市場における電源差し替え等のうち発電機トラブルにより差し替え元となった電源も認める。

4. 証憑類等提出時の虚偽報告

事業者が提出する証憑類等に虚偽があった場合、収入や費用の差額を追徴し、必要に応じてその状況の公表、契約解除ができ、経済的ペナルティも科せる。

5. 制度退出・応札辞退

2029年度を制度適用期間に含み、かつ容量市場メインオークション（対象実需給年は2029年度）に落札した電源は、本募集から応札辞退又は予備電源制度から退出する。

6. 落札結果公表

落札事業者が3者未満の場合、個社情報の特定に配慮して落札金額合計は非公表とする。

第1章. 予備電源制度の概要

- 1-1. 予備電源制度の背景・役割 … 7
- 1-2. 予備電源制度の全体像 … 8
- 1-3. 募集する供給区域及び電源区分 … 9
- 1-4. 予備電源の対象電源 …10
- 1-5. 契約期間と制度適用期間 …11
- 1-6. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ …12
- 1-7. 予備電源の選定プロセス …13
- 1-8. 落札結果の公表 …14
- 1-9. 費用の請求・支払 …15

第2章. 第2回募集について

- 2-1. 電源区分と募集量について …17
- 2-2. 第2回募集に応札できる電源 …18
- 2-3. 募集スケジュール（2026年度、2027年度向け） …20

第3章. 契約の履行

- 3-1. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 …22
- 3-2. 立ち上げプロセスへの応札 …23
- 3-3. 休止状態の維持 …29
- 3-4. 制度退出 …35
- 3-5. 立ち上げ要請への対応 …36
- 3-6. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定 …37
- 3-7. 短期立ち上げ石油火力における燃料費の還付 …38
- 3-8. 試運転に伴う収入の還付 …39
- 3-9. 不可抗力が生じた場合の特則 …40

第4章. 電源入札等補填金・電源入札拠出金

- 4-1. 請求及び支払の全体像 ……42
- 4-2. 電源入札等補填金の定義と算定 ……43
- 4-3. 電源入札等補填金の請求及び支払 ……44
- 4-4. 電源入札拠出金の算定 ……45
- 4-5. 電源入札拠出金の請求及び支払 ……46
- 4-6. 予備電源制度における消費税の取り扱いについて ……47
- 4-7. 消費税のインボイス制度対応について ……48

第5章. 予備電源の応札・契約

- 5-1. 応札書類の提出方法 ……50
- 5-2. 応札価格の考え方 ……52
- 5-3. 応札書類の作成方法 ……53
- 5-4. 応札価格の変更・取下げの扱い ……69
- 5-5. 契約 ……72

第6章. その他

- 6-1. 各種参照先 ……75

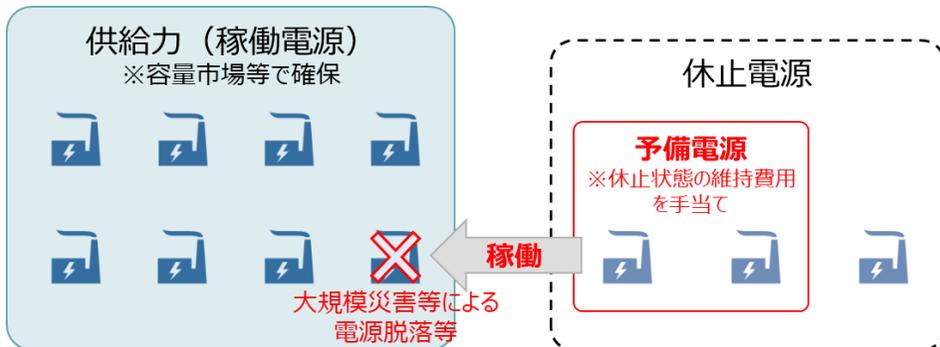
第1章 予備電源制度の概要

- ・1-1. 予備電源制度の背景・役割
- ・1-2. 予備電源制度の全体像
- ・1-3. 募集する供給区域及び電源区分
- ・1-4. 予備電源の対象電源
- ・1-5. 契約期間と制度適用期間
- ・1-6. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ
- ・1-7. 予備電源の選定プロセス
- ・1-8. 落札結果の公表
- ・1-9. 費用の請求・支払

1-1. 予備電源制度の背景・役割

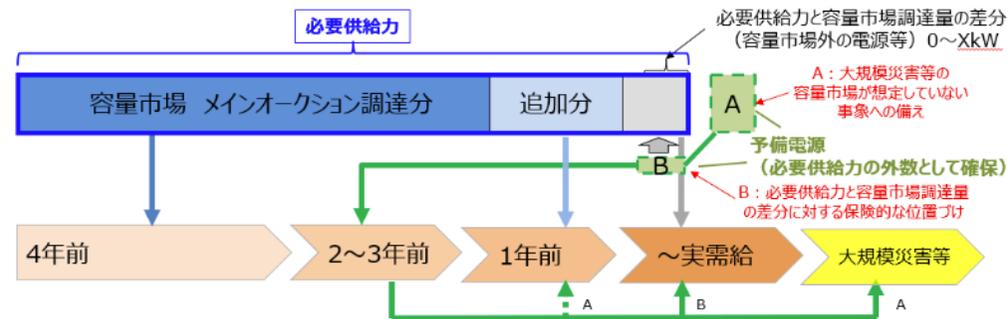
- 予備電源制度は、大規模災害等による電源の脱落や、中長期的な需要増などの緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みです。
- 2022年3月の電力需給ひっ迫を受けて、供給力不足を補う為の休止電源活用について、制度措置の議論が開始されました。
- 予備電源は、基本的には容量市場が想定していない事象に備えるためのものですが、それに加えて、必要供給力と容量市場調達量の差分に対する保険的な位置付けとして、実需給近傍の供給力を補完する役割も担います。
- この予備電源は、稼働の判断がなされるまでは休止状態を維持します。休止中は供給力としては扱いませんが、稼働した際に供給力の内数となるため、「準供給力」と位置付けられます。

予備電源制度のイメージ



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第74回 今後の火力政策について より

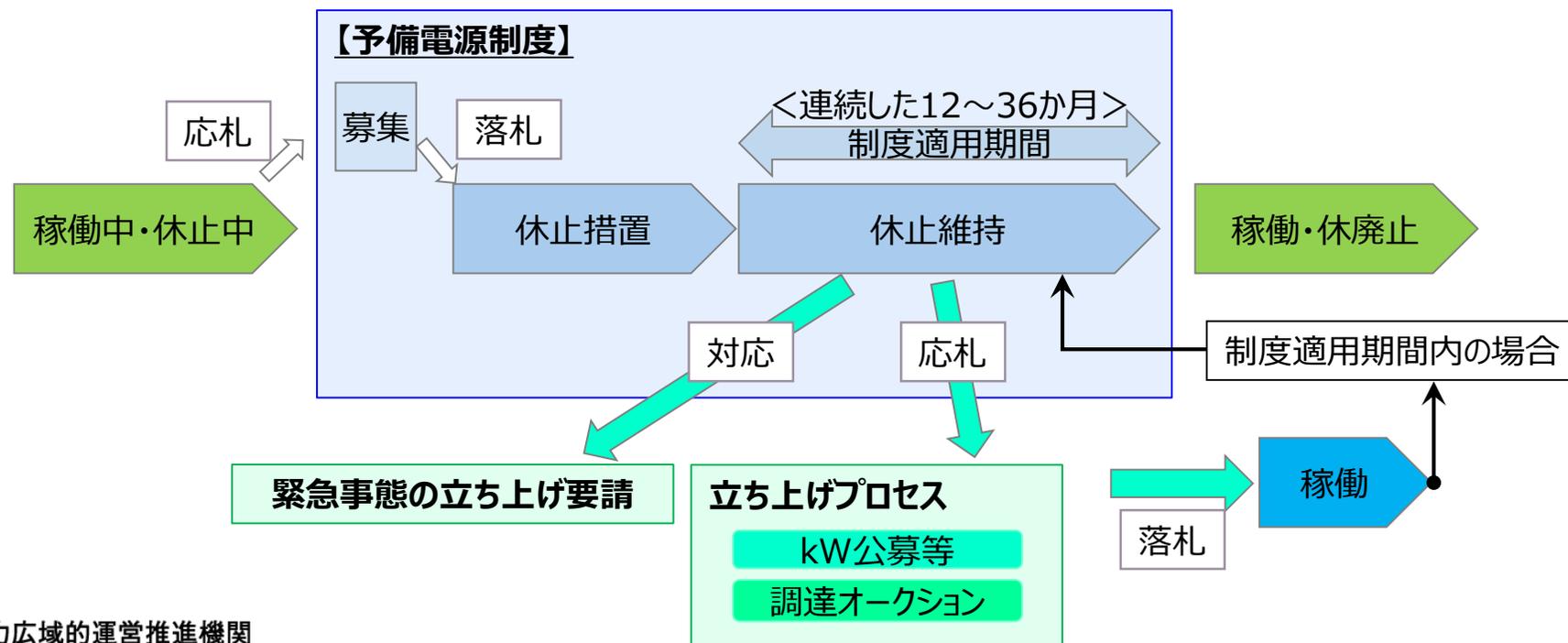
必要供給力と容量市場における調達量、予備電源の関係



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十七次中間とりまとめ より

1-2. 予備電源制度の全体像

- 予備電源制度の範囲は、電源の休止措置と休止維持になります。
- kW公募等や、容量市場追加オークションの内の調達オークション（以下「調達AX」と標記する部位もあり）など、供給力募集の立ち上げプロセスが実施された際に、予備電源には応札が求められます。
- 立ち上げプロセスに落札した場合は、立ち上げプロセス側の条件に沿って電源の稼働を行います。稼働終了時点が制度適用期間内である時は、再び休止維持に戻ります。
- また、立ち上げプロセスの手続きが間に合わないような緊急事態のケースなどで、本機関または監督官庁から立ち上げ要請があったときは、合理的な理由がない限り、応じることを求められます。



1-3. 募集する供給区域及び電源区分

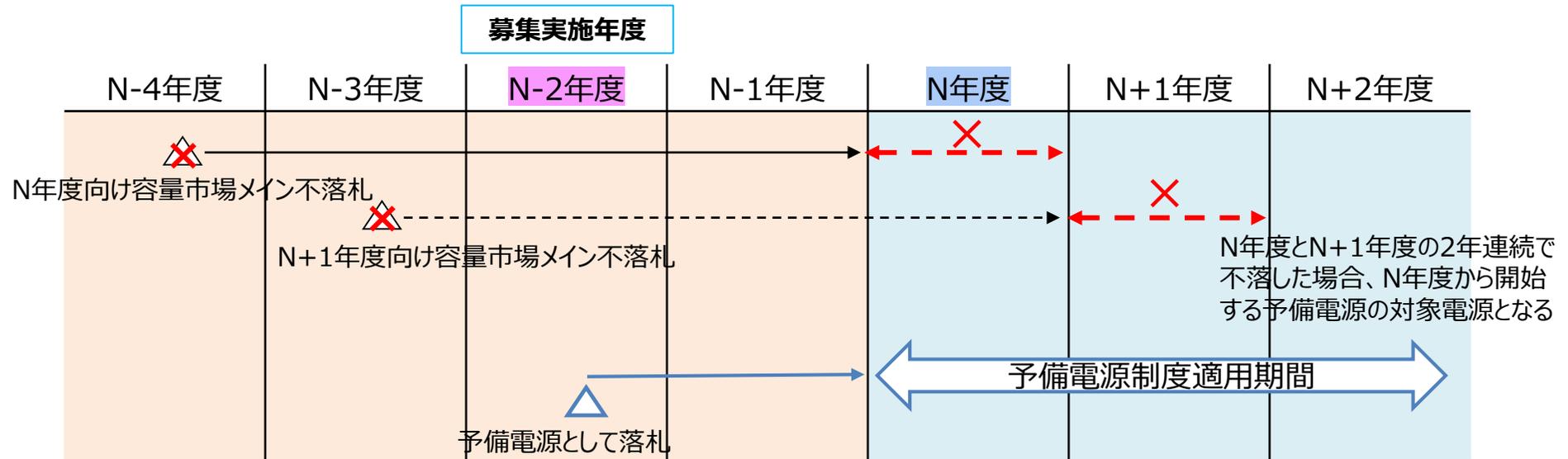
- 沖縄県及びその他地域の離島を除く全国で、50Hz系統（東エリア）と60Hz系統（西エリア）で別々に募集量を設定することを基本とします。なお、募集量は、全国合計で300～400万kWを確保することとしており、毎年の予備電源の調達方針は国の審議会で示されます。
- 予備電源制度で募集する電源は、短期間での立ち上げを想定する電源と、立ち上げが決まった後に必要な修繕等を行うことを基本として、長期間での立ち上げを想定する電源の2つに区分されます。

予備電源の種別と役割

電源区分	概要	役割
短期立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> 落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等での立ち上げを想定する電源 	<ul style="list-style-type: none"> 必要供給力と容量市場の調達量との差分へのリスクに対する保険的な位置づけ 大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え
長期立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げが決まった後に必要な修繕を行うことを基本として、容量市場の調達オークションでの立ち上げを想定する電源 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え

1-4. 予備電源の対象電源

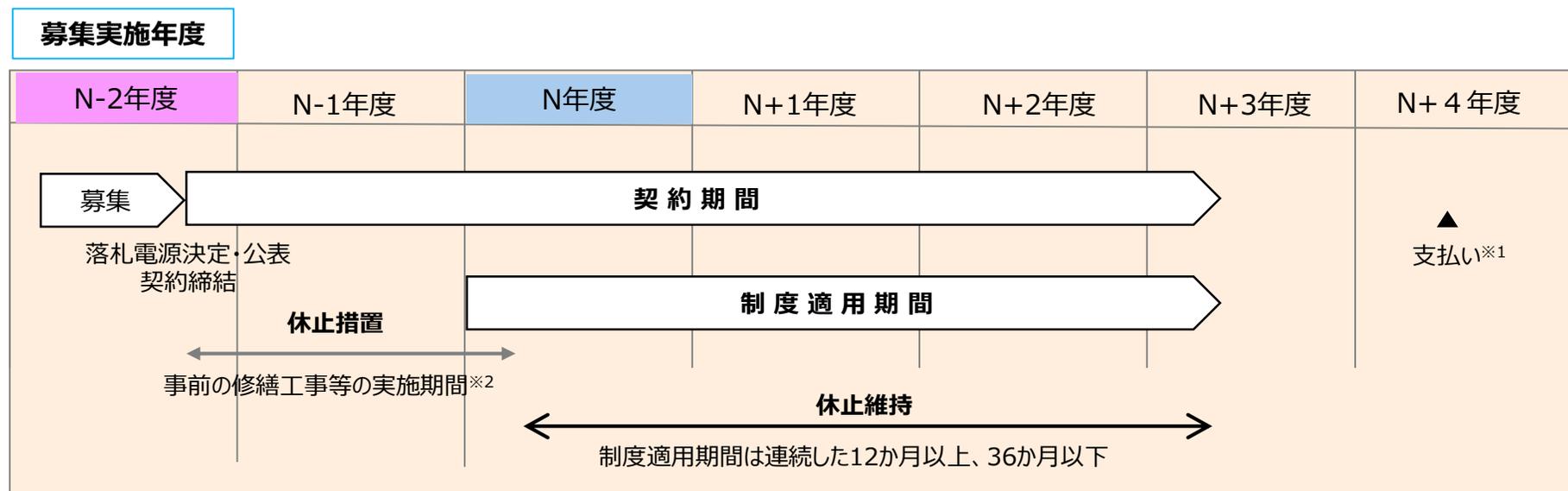
- 電源種：容量市場において安定電源と区分される火力発電設備
- 容量：送電端容量10万kW以上
- 応札条件：下記条件のいずれかを2年連続満たす電源
 - 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
 - 容量市場のメインオークションに未応札の電源
 - 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
- 応札単位：電源（ユニット、号機）単位毎



※ 上記は予備電源制度における原則です。2025年度の募集対象電源の詳細については【第2章】をご覧ください。

1-5. 契約期間と制度適用期間

- N年度から制度適用を開始する予備電源の募集を、N-2年度に実施し電源を決定します。
- 契約期間は、落札者決定の公表日から制度適用期間終了月の末日までとします。
- 制度適用期間は、N年度内に開始し、連続した12か月～36か月で任意に期間を設定できるものとします。
なお、期間は月単位とし、制度開始月は1日から、制度終了月は末日までとなります。
- 制度適用期間中、予備電源は立ち上げプロセスに応札可能な状態で休止状態を維持してください。制度適用期間は、応札事業者が設定し本機関が認めた期間であり、リクワイアメント適用期間となります。



※1単年度ごとに精算、翌年度に支払う。

※2立ち上げプロセスへ応札が可能な場合、修繕などが完了していなくても制度適用期間の始期とすることができる。

※上記は予備電源制度における原則です。2025年度の募集対象電源の詳細については【第2章】をご覧ください。

1-6. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

- 予備電源として落札された電源は、定められたリクワイアメントを達成する必要があります。
- リクワイアメント毎にアセスメント及びリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

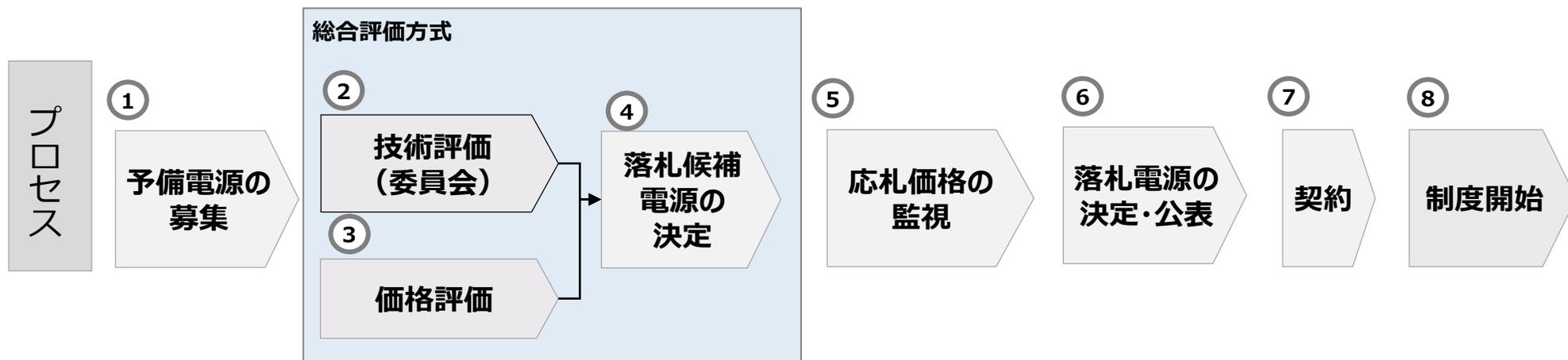
	リクワイアメント	アセスメント	ペナルティ
立ち上げプロセスへの応札	<ul style="list-style-type: none"> 短期立ち上げの予備電源 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例：kW公募等）への応札 長期立ち上げの予備電源 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 調達オークションへの応札 <p style="text-align: right;">（本資料P23～24参照）</p>	<p>リクワイアメントの達成状況を確認し、未達成の場合ペナルティが発生</p> <p style="text-align: right;">（本資料P25参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> リクワイアメント未達成の事実等の公表 応札未達成ペナルティ 退出ペナルティを伴う契約解除 <p style="text-align: right;">（本資料P26～28参照）</p>
休止状態の維持	<ul style="list-style-type: none"> 契約電源の休止状態の維持 契約電源の休止状況の定期報告 契約電源の事前修繕の完了報告 立ち上げプロセスに応札できない状況の随時報告 <p style="text-align: right;">（本資料P29参照）</p>	<p>リクワイアメントの達成状況を確認し、未達成の場合ペナルティが発生</p> <p style="text-align: right;">（本資料P30参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> リクワイアメント未達成の事実等の公表 退出ペナルティを伴う契約解除 交付済の電源入札等補填金の返還 <p style="text-align: right;">（本資料P31～34参照）</p>

1-7. 予備電源の選定プロセス

- 予備電源の選定は、募集後に、技術評価と価格評価にもとづいて落札候補（④）を決定します。

＜落札候補を決定するプロセスの流れ＞

- 技術評価（②）では、応札事業者から提出された提案書の内容を中立委員による委員会で評価します。
 - 価格評価（③）では、応札単価※が目安価格以下であることを確認し、応札単価※の低い電源から順位付けをします。
 応札単価※が同額である場合、応札価格※が低い電源を高評価とします。 ※燃料関係費用を除く
 - 技術評価と価格評価をもとに、募集量を満たすまでの応札を落札候補電源（④）とします。
- 落札候補電源は、応札価格の監視（⑤）が行われたのちに、落札電源の決定・公表（⑥）を行い、契約締結（⑦）します。
 - なお、落札価格はマルチプライス方式とします。



1-8. 落札結果の公表

- 業務規程第39条第2項の記載のとおり、募集要綱に基づき、落札電源及び事業者を本機関のホームページで公表します。
- ただし、落札事業者数によっては個社情報の特定が発生する恐れがあるので、原則として落札事業者が3者未満の場合は、下のイメージにある落札金額合計は公表しません。
- 落札結果について、応札事業者へのメール等による通知はありませんのでご了承ください。

＜落札結果の公表イメージ＞

落札総容量[kW]	落札金額合計[億円]
XXX	○

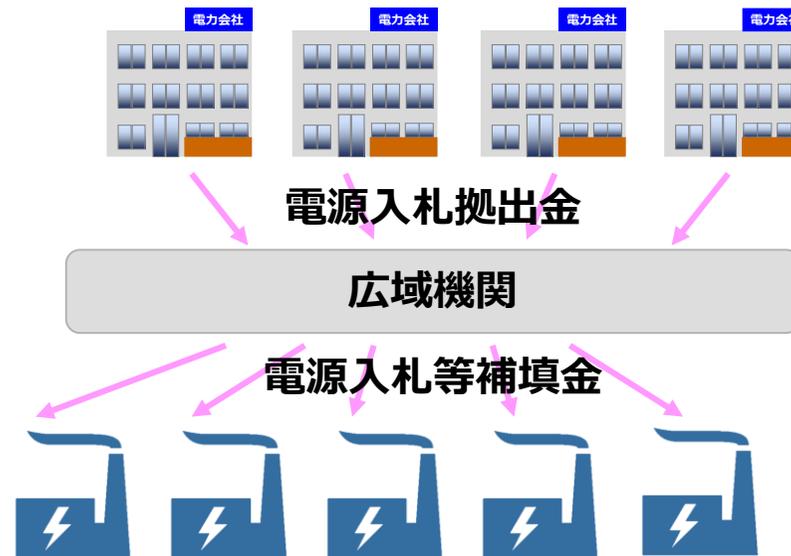
No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	立ち上げ期間
1	A株式会社	○発電所a号機	東	○県○市	LNG	x	○年○月～●年●月	短期
2	B株式会社	△発電所b号機	西	△県△市	石炭	y	△年△月～▲年▲月	短期
3	C株式会社	□発電所c号機	東	□県□市	石油	z	□年□月～■年■月	長期
4

1-9. 費用の請求・支払

- 電源の休止措置及び休止状態の維持等に係る費用は、電源入札拠出金として一般送配電事業者※から費用回収を行い、予備電源維持運用者に電源入札等補填金として交付します。
- 電源入札等補填金の総額と電源入札拠出金の総額は同額となります。
- 立ち上げプロセスに応札して落札した際の稼働に必要な費用は、立ち上げプロセス側が負担します。

※：沖縄を除く9エリアの一般送配電事業者

一般送配電事業者: 電源入札拠出金を支払う



予備電源維持運用者: 一定期間内に再稼働が可能な休止電源を維持する

第2章 第2回募集について

- ・2-1. 電源区分と募集量について
- ・2-2. 第2回募集に応札できる電源
- ・2-3. 募集スケジュール（2026年度、2027年度向け）

- 第2回募集では制度適用開始年度が2026年度と2027年度の2か年分を募集します。
- 募集量は電源区分ごとの設定はしないこととし、各エリアで100万kWとします。

(第二十一次中間とりまとめ 2.3.(4))

	電源区分	募集量 (2026年度・2027年度の合計)
50Hz (東エリア)	短期立ち上げ 長期立ち上げ	100万kW
60Hz (西エリア)	短期立ち上げ 長期立ち上げ	100万kW

2-2.第2回募集に応札できる電源

- 第2回募集において、【2026年度制度適用開始向け予備電源】に応札できる電源は以下の通りです。

2026年度、2027年度の2年連続で、①～③のいずれかを満たし、④、⑤※、⑥※を満たすこと。

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札した電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
- ④ **2026年度向け容量市場の調達オークションに不落札、未応札、又は電源差し替えにより差し替え元となった電源**
- ⑤ **短期立ち上げ電源として応札し、2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場のメインオークションに不落札、未応札、又は電源差し替え等により差し替え元となった電源**
- ⑥ **長期立ち上げ電源として応札し、2027年度又は2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場のメインオークションに不落札、未応札、又は電源差し替え等により差し替え元となった電源**

注) この文字色の部分は第2回募集に限る条件

※⑤と⑥は、短期／長期、制度適用期間によって応札条件が変わるので、注意してください。下線部に留意してください。

(第二十一次中間とりまとめ 2.3.(4))

【2026年度 制度適用開始】

：制度適用期間



(2027年度又は2028年度を
を制度適用期間に含める場合)

■ 第2回募集において、【2027年度制度適用開始向け予備電源】に応札できる電源は以下の通りです。

2027年度、2028年度の2年連続で、①～③のいずれかを満たすこと。

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札した電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源

(第二十一次中間とりまとめ 2.3.(4))

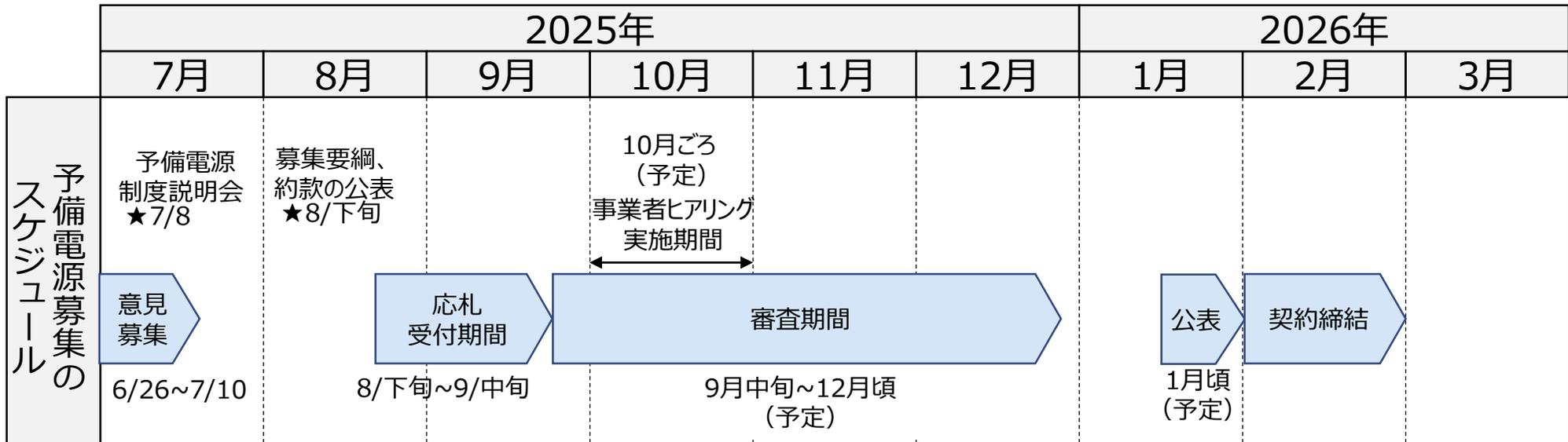
【2027年度 制度適用開始】



2-3.募集スケジュール（2026年度、2027年度向け）

- 応札受付期間は2025年8月下旬から2025年9月中旬までです。
- 応札書類の内容について、2025年10月ごろに必要な応じて事業者ヒアリングを実施します。
- 落札決定は2026年1月下旬を予定しております。

（第二十一次中間とりまとめ 2.3.(4)）

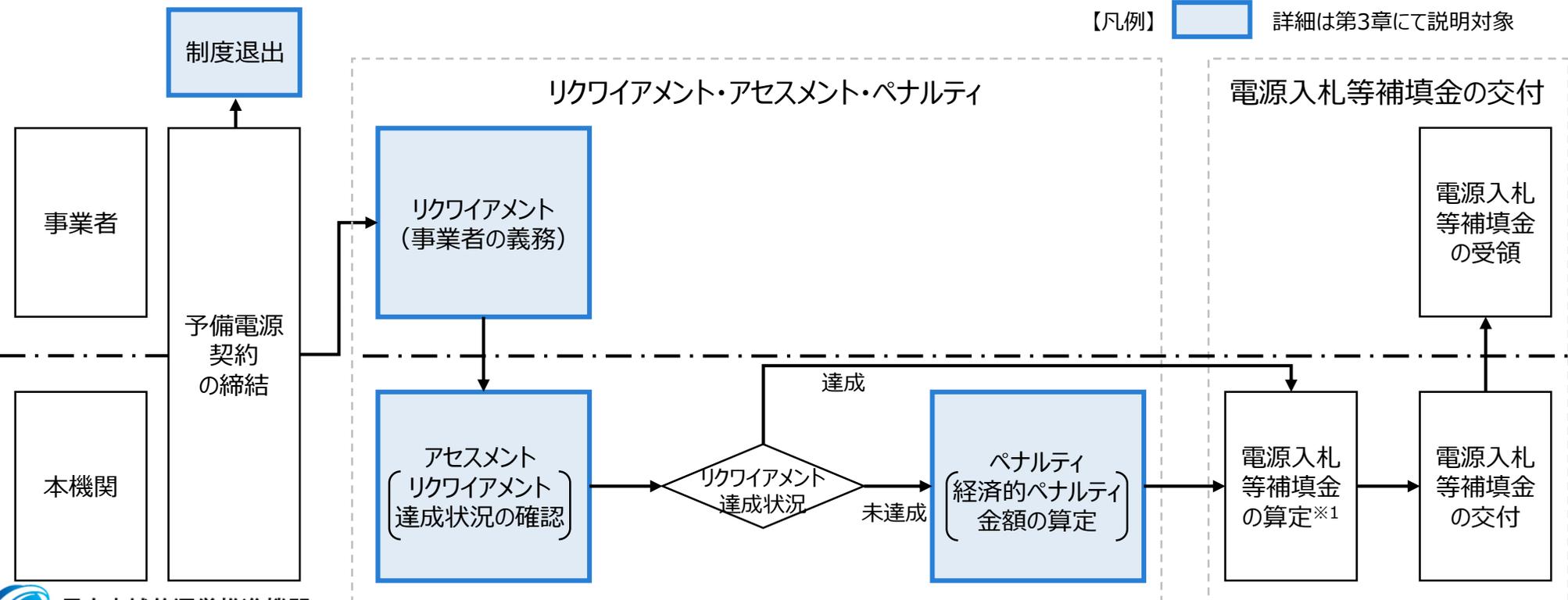


第3章 契約の履行

- ・3-1. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・3-2. 立ち上げプロセスへの応札
- ・3-3. 休止状態の維持
- ・3-4. 制度退出
- ・3-5. 立ち上げ要請への対応
- ・3-6. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定
- ・3-7. 短期立ち上げ石油火力における燃料費の還付
- ・3-8. 試運転に伴う収入の還付
- ・3-9. 不可抗力が生じた場合の特則

3-1. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 予備電源維持運用者は、予備電源契約に定められた義務としてリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント（評価）し、達成状況に応じて予備電源維持運用者に電源入札等補填金を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が予備電源維持運用者へ交付する電源入札等補填金の減額や請求を行います。



※1：電源入札等補填金の算定は、ペナルティの他に未実施の修繕費等の精算が含まれます。

①リクワイアメント

- 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下に定めるリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
 - 短期立ち上げの予備電源：落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等
(例：kW公募等) への応札
 - 長期立ち上げの予備電源：調達オークションへの応札
- 予備電源維持運用者は、立ち上げプロセスにおいて、契約電源の契約容量全量を応札するものとします。ただし、立ち上げプロセスの募集量が契約容量を下回っていた場合においては、予備電源維持運用者は、当該立ち上げプロセスへ応札可能な容量の全量を応札することで足りるものとします。
- 予備電源維持運用者は、以下の容量オークションには応札できないものとします。
 - 短期立ち上げの予備電源：制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション、及び制度適用期間と重複する年度を実需給とする調達オークション
 - 長期立ち上げの予備電源：制度適用期間と重複する年度、及び制度適用終了年度の翌年度を実需給とするメインオークション

(予備電源契約約款第10条第1項第①～③号)

①リクワイアメント（長期立ち上げ電源のみ）

- 長期立ち上げの予備電源で求められる応札は、全国を対象として調達オークション前の供給力確保量と調達オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時のH3需要の2%分を上回っていて国の審議会で予備電源の応札を求めると判断した場合に開催される調達オークションに限ります。
 - 特定のエリアを対象として調達オークションを開催する場合は、当該エリアにおいて供給信頼度を充足するまでに必要な供給力の推定値が当該エリアのメインオークション時のH3需要の2%分を上回っていることを目安に、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断した調達オークションに限ります。
- ※ 長期立ち上げの予備電源の場合、調達オークションの開催有無に関わらず、参加登録をお願いします。

（予備電源契約約款第10条第1項第④号）

②アセスメント

- 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下に示すアセスメントを行います。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札した事実の有無。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札可能な契約容量全量に応札した事実の有無。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運用者に責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなかった事実の有無。
 - 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札していなかった場合、その理由を、本機関に対して事前に連絡していた事実の有無と、さらに、当該理由が合理的であるか否か。
 - 予備電源維持運用者が応札可能な契約容量の一部のみに応札した場合、その理由を、本機関に対して事前に連絡していた事実の有無と、さらに、当該理由が合理的であるか否か。

(予備電源契約約款第10条第2項)

③応札未達成ペナルティ

■ アセスメント結果が以下の場合に、本機関は予備電源維持運用者に応札未達成ペナルティを科します。尚、BとCのケースでは、応札結果の落札／不落札は問いません。

【応札未達成ペナルティの種類】

- A) 立ち上げプロセスに応札したが、予備電源維持運用者の責めに帰すべき事由で、応札手続きが不適切だったことにより不落札となった場合。
- B) 立ち上げプロセスに一部未応札となる理由を本機関に事前に連絡したが、その理由が合理的でない場合。
- C) 立ち上げプロセスに一部未応札となることについて、本機関に事前連絡を行わなかった場合。
- D) 立ち上げプロセスに応札しない理由を本機関に事前に連絡したが、その理由が合理的でない場合。
- E) 立ち上げプロセスに応札しない理由を本機関に事前に連絡しなかった場合。

(予備電源契約約款第10条第3項)

応札／未応札	応札							未応札		
	全量応札			一部未応札				-		
落札結果	落札	不落札		不落札	不問			-		
不適切な応札手続き	-	無	有	有	無	無	無	-	-	-
一部未応札の事前連絡	-	-	-	-	有	有	無	-	-	-
未応札の事前連絡	-	-	-	-	-	-	-	有	有	無
事前連絡の合理性	-	-	-	-	有	無	-	有	無	-
応札未達成ペナルティの種類	-	-	A	A	-	B	C	-	D	E

3-2.立ち上げプロセスへの応札

④ 応札未達成ペナルティの算出

■ 応札未達成ペナルティは、それぞれ以下の算式に基づき算定された金額とします。

➤ 応札未達成ペナルティの種類が下表中**A、D、E**の場合

✓ 契約金額の12か月相当分 × 10%

➤ 応札未達成ペナルティの種類が下表中**B、C**の場合

✓ 契約金額の12か月相当分 × (未応札の容量 / 契約容量) × 10%

(予備電源契約約款第12条第1項、第2項)

応札 / 未応札	応札							未応札		
	全量応札			一部未応札				-		
落札結果	落札	不落札		不落札	不問			-		
不適切な応札手続き	-	無	有	有	無	無	無	-	-	-
一部未応札の事前連絡	-	-	-	-	有	有	無	-	-	-
未応札の事前連絡	-	-	-	-	-	-	-	有	有	無
事前連絡の合理性	-	-	-	-	有	無	-	有	無	-
応札未達成ペナルティの種類	-	-	A	A	-	B	C	-	D	E

⑤ 応札未達成ペナルティ・まとめ

- 本機関は、予備電源維持運用者がリクワイアメントに違反していると判断した場合、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表できます。（予備電源契約約款第10条第4項）
- 本機関は、予備電源維持運用者が応札未達成ペナルティを複数回科された場合、予備電源維持運用者に通知することにより、必要に応じて、予備電源維持運用者名および電源名の公表や本契約の解除ができるものとしてします。（予備電源契約約款第20条第2項第①号）
- 応札未達成ペナルティを複数回科されたことで契約解除となった場合、本機関は予備電源維持運用者に退出ペナルティを科します。（予備電源契約約款第20条第3項）

①リクワイアメント

■ 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下に定めるリクワイアメントの達成が求められます。

(1) 休止状態の維持

- ▶ 予備電源維持運用者は、制度適用期間中は下記期間を除いて、契約電源の休止状態を維持し続けること。
 - i) 立ち上げプロセスによって稼働する期間
 - ii) 電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴う試運転の期間
 - iii) 機器修繕の完了を確認する為に必要な試運転の期間

(2) 定期報告

- ▶ 予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源の休止状況（メンテナンスの結果や、点検結果等）について、制度適用期間中の3月及び9月に報告すること。

(3) 随時報告（事前修繕の完了報告）

- ▶ 予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕が完了した場合、本機関に対して、速やかに、その旨を報告すること。

(4) 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）

- ▶ 予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕の遅延や設備故障等により、立ち上げプロセスに契約容量の全量を応札できない状況が発生した場合、または、当該状況の発生が見込まれた場合、本機関に対して、速やかに、当該状況を報告すること。

（予備電源契約約款第11条第1項）

② アセスメント

- 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下に示すアセスメントが行われます。
 - (1) 休止状態の維持
 - ▶ 予備電源維持運用者が、リクワイアメント対象外とした期間を除き、契約電源を稼働させていないこと。
 - (2) 定期報告
 - ▶ 予備電源維持運用者が、契約電源の休止状況を、本機関に対して、制度適用期間中の3月及び9月に報告していたこと。
 - ▶ 予備電源維持運用者が、契約電源を立ち上げプロセスに応札できる状態にしていること。
 - (3) 随時報告（事前修繕の完了報告）
 - ▶ 予備電源維持運用者が、事前修繕の完了を、本機関に対して報告したこと。
 - (4) 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）
 - ▶ 予備電源維持運用者が、立ち上げプロセスに応札できない状況等を、本機関に対して報告したこと。

（予備電源契約約款第11条第2項）

③ペナルティ（事業者名公表等）

■ 本機関は、アセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が下図中にある①～④のケースでリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表できるものとします。

(予備電源契約約款第11条第3項)

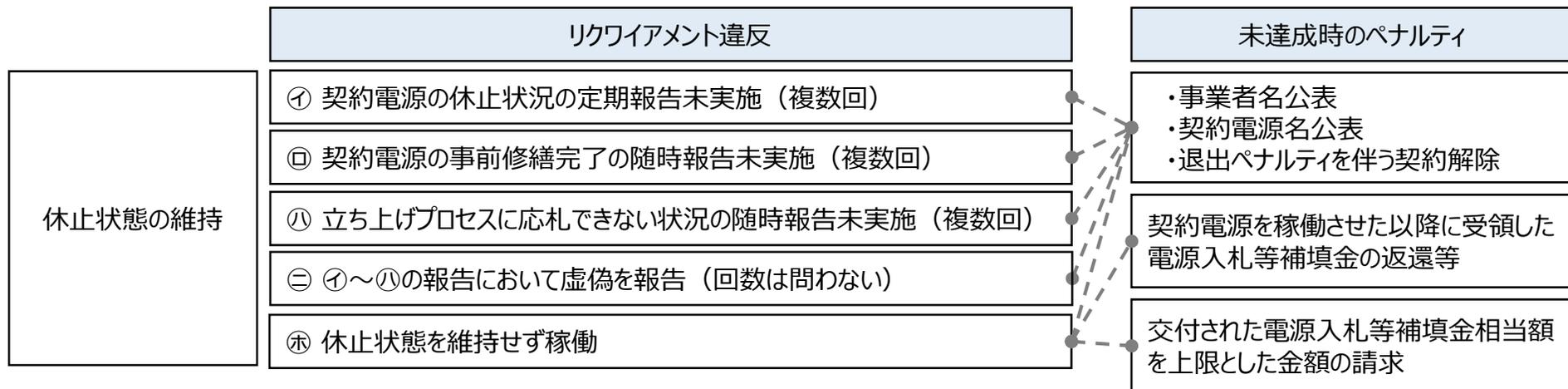
休止状態の維持に関するリクワイアメントとペナルティの関係



③ペナルティ（退出ペナルティ）

- 本機関は、アセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が下図中にある①～⑥のケースでリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者に通知することにより、必要に応じて、予備電源維持運用名及び電源名公表や本契約の解除ができるものとします。
(予備電源契約約款第11条第3項)
- 上記によって契約解除となった場合、本機関は予備電源維持運用者に退出ペナルティを科します。
(予備電源契約約款第20条第3項)
- 予備電源維持管理者が『休止状態の維持』に違反した場合、予備電源維持管理者は本機関に、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。
(予備電源契約約款第11条第3項)
- 予備電源維持運用者が『休止状態の維持』に違反した場合、本機関は、交付された電源入札等補填金に相当する金額を上限に、予備電源維持管理者に請求する場合があります。
(予備電源契約約款第20条第3項)

休止状態の維持に関するリクワイアメントとペナルティの関係



③ペナルティ（退出ペナルティの算出）

- 契約容量の全部または一部の容量が制度退出した場合、及び本契約が契約解除となった場合の退出ペナルティは、次の算式に基づき算定された金額とします。
 - 契約日から、制度適用期間開始の前年度の3月31日までに制度退出した場合：
 - ✓ 契約金額の12か月相当分 × (退出容量 / 退出前の契約容量) × 5%
 - 契約日から、制度適用期間開始年度の4月1日以降に制度退出した場合：
 - ✓ 契約金額の12か月相当分 × (退出容量 / 退出前の契約容量) × 10%

(予備電源契約約款第12条第3項)

④ 応札未達成ペナルティと退出ペナルティが重複する場合

- 何らかの事情により本来は退出すべき電源が退出せず、立ち上げプロセスに応札できなかった場合は、応札未達成ペナルティと退出ペナルティは重複して科せられる場合があります。

第十七次中間とりまとめ 2.-(3)

立ち上げプロセスへ応札できない場合の事前の連絡

		事前連絡あり	事前連絡なし
制度適用期間内 の復旧※1	復旧可能	(直ちにペナルティの対象とはならない)	未応札に対する経済的ペナルティ10%
	復旧困難	退出に対するペナルティ10%※2 ※立ち上げプロセスと関係なく退出手続き	未応札に対する経済的ペナルティ10% + 退出（契約解除）に対するペナルティ10%※2

退出又は契約解除

未応札に対するペナルティ

※1 半年程度以内で復旧できる場合を想定。

※2 立ち上げプロセスが実施された場合の想定であるため、制度適用期間内の退出ペナルティを適用している。

出典：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十七次中間とりまとめ

3-4. 制度退出

- 予備電源維持運用者が、以下の事由に該当する場合、本機関は、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を制度退出とすることができます。
- 契約電源の契約容量において、一部の容量が制度退出した場合、本機関は、当該電源の契約容量から制度退出した容量を差し引いた容量を新たな契約容量として契約変更します。
- 契約電源の契約容量の全量が制度退出した場合、本契約を終了します。

制度退出事由と退出容量の関係

(予備電源契約約款第9条)

制度退出事由	退出容量
契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合	契約容量の全量または一部
制度適用期間中の予備電源の提供が不可能、または長期間の出力低下が見込まれ、予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合	契約容量の全量または一部
本契約及びその他の予備電源に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が判断した場合	契約容量の全量または一部
予備電源制度の公正を害する行為をしたと本機関が判断した場合	契約容量の全量または一部
制度適用期間開始までに、属地一般送配電事業者が定める発電量調整供給契約を締結しなかった場合（ただし、予備電源維持運用者に帰責性が無い場合を除く。）	契約容量の全量
「予備電源募集要綱」に記載の要件を満たさなくなると本機関が判断した場合	契約容量の全量
短期立ち上げの予備電源が、保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難なため予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合	契約容量の全量
第17条第1項に規定する不可抗力が生じたことにより、予備電源維持運用者が合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合	契約容量の全量
本募集において、2029年度を制度適用期間に含む予備電源制度を落札した電源が、同年度を実需給年度とする容量市場メインオークションに落札した場合	契約容量の全量

3-5. 立ち上げ要請への対応

- 予備電源維持運用者は、kW公募等や調達オークション以外にも、大規模災害等により供給力不足が顕在化し、本機関または監督官庁から立ち上げ要請が行われた場合、当該要請に応じるものとします。
- ただし、当該要請に応じられない合理的な理由があればこの限りではなく、この場合、予備電源維持運用者は、当該理由を本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

(予備電源契約約款第13条)

- 予備電源維持運用者が、大規模災害等により供給力不足が顕在化した際に、本機関または監督官庁から行われた立ち上げ要請に合理的な理由なく応じなかった場合、本機関は予備電源維持運用者に通知することにより、必要に応じて、予備電源維持運用者名及び電源名の公表や本契約の解除ができるものとします。
- 上記によって契約解除となった場合、本機関は予備電源維持運用者に退出ペナルティを科します。

(予備電源契約約款第20条第2項、第3項)

3-6. 立ち上げプロセスへの応札価格の設定

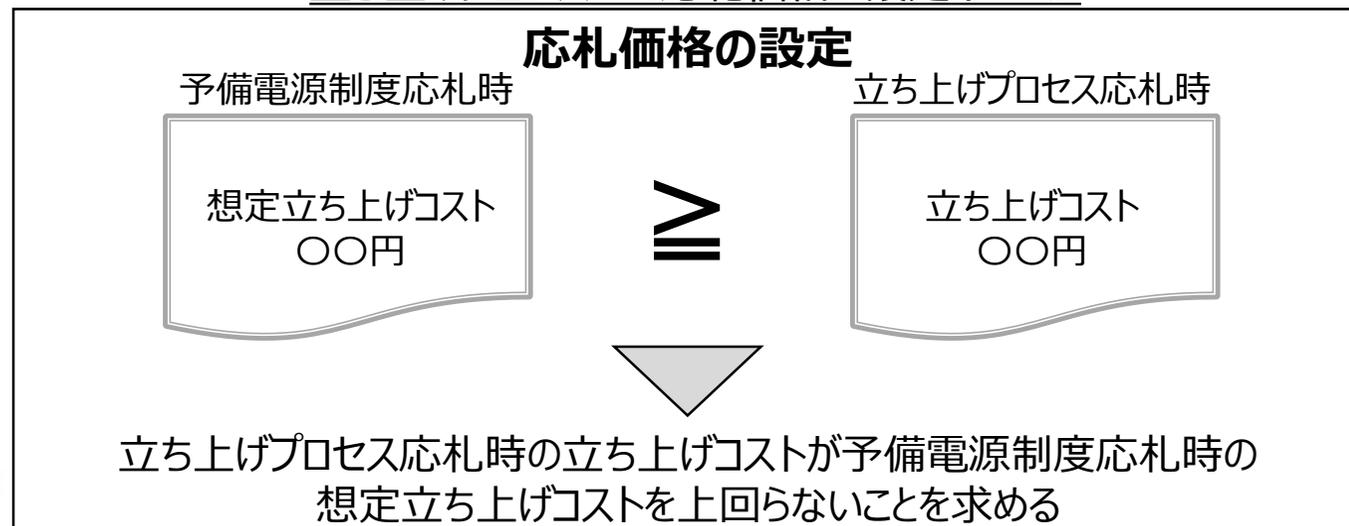
- 立ち上げプロセスへの応札価格は、予備電源制度応札時点で提出した想定立ち上げコストを上回らないこととします。
- 想定立ち上げコストを上回る価格での立ち上げプロセスへの応札が見込まれる場合、予備電源維持運用者は、あらかじめ本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

(予備電源契約約款第14条)

- 立ち上げプロセスの応札において、事前連絡なく、立ち上げコストが想定立ち上げコストを上回っていた場合、本機関は予備電源維持運用者に通知することにより、必要に応じて予備電源維持運用者名及び電源名の公表や本契約の解除ができるものとします。
- 上記によって契約解除となった場合、本機関は予備電源維持運用者に退出ペナルティを科します。

(予備電源契約約款第20条第2項第⑦号、第3項)

立ち上げプロセスへの応札価格の設定イメージ

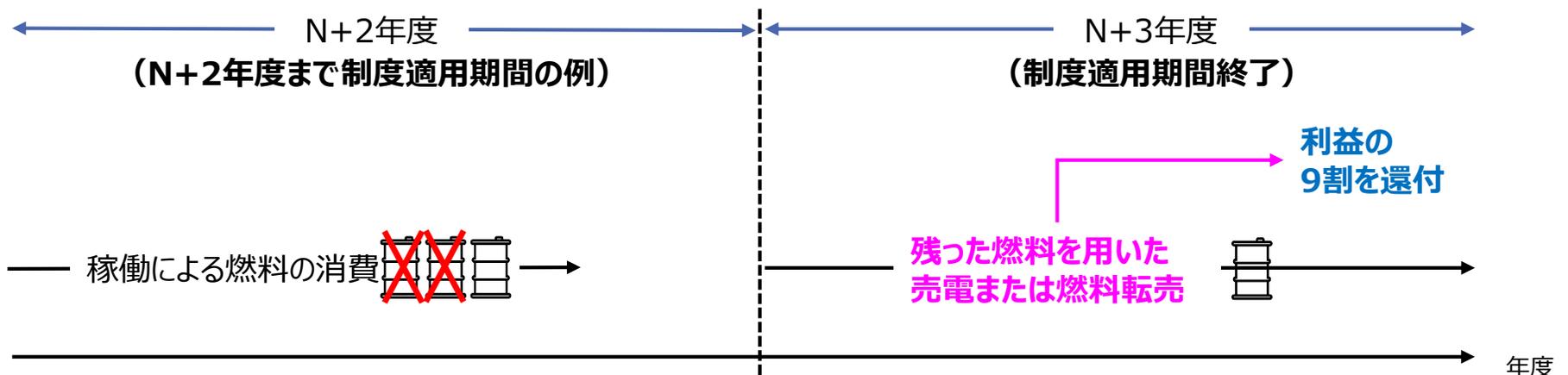


3-7. 短期立ち上げ石油火力における燃料費の還付

- 短期立ち上げの予備電源が応札価格に燃料関係費用を織り込んだ電源について、当該費用を用いて購入した燃料が制度適用期間終了後に残った場合、予備電源維持運用者は1年程度以内に残った燃料を用いた売電または燃料転売を行い、得られた利益※の9割を本機関に還付する必要があります。
- 売電または燃料転売に当たって追加の費用が必要となった場合、その費用は予備電源維持運用者が負担します。
- 利益の算出元となる売電または燃料転売による収入と諸費用の双方について、予備電源維持運用者が価格を不当に操作しないことが求められます。
- なお、本機関は、算出に当たり、予備電源維持運用者に必要な情報の提出を求める場合があります。
- 本機関の求めに応じて予備電源維持運用者が提出した情報に虚偽報告があった場合、本機関は予備電源維持運用者に対してペナルティを科すことがあります。

(予備電源契約約款第16条)

残った燃料を用いた売電または燃料転売のイメージ

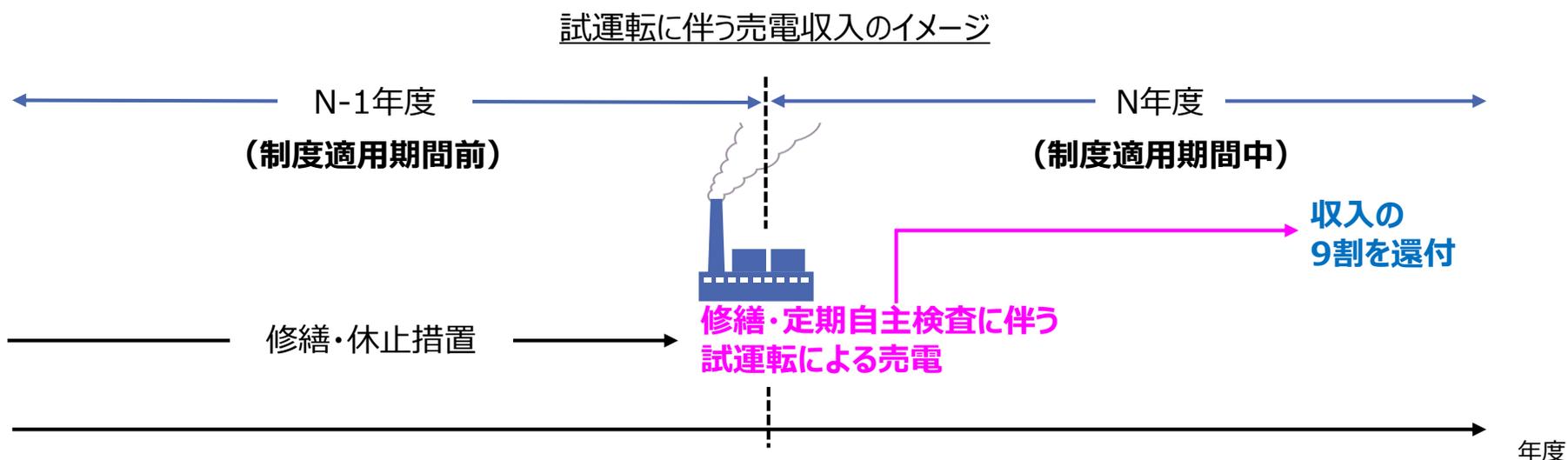


※ 売電収入と当該電源の立ち上げ費用及び制度適用期間終了後の当該電源維持費用との差額、または燃料販売収入と燃料払出設備の設置等にかかる費用との差額を想定。

3-8. 試運転に伴う収入の還付

- 応札価格の修繕費に修繕・定期自主検査に伴い実施する負荷を伴う試運転に係る費用を織り込んだ電源について、当該費用を用いて実施した試運転に伴い収入が生じた場合、予備電源維持運用者は得られた収入（＝売電による収入）の9割を本機関へ還付する必要があります。
- 収入の算出元となる売電収入について、予備電源維持運用者が価格を不当に操作しないことが求められます。
- なお、本機関は、算出に当たり、予備電源維持運用者に必要な情報の提出を求める場合があります。
- 本機関の求めに応じて予備電源維持運用者が提出した情報に虚偽報告があった場合、本機関は予備電源維持運用者に対してペナルティを科すことがあります。

(予備電源契約約款第16条第4項)



3-9. 不可抗力が生じた場合の特則

- 予備電源維持運用者に特定の事象（以下「不可抗力」といいます。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、または、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、予備電源維持運用者は遅滞なく本機関に連絡するものとします。
- この場合、本機関は、当該予備電源維持運用者の状況を個別に確認した上で、経済的ペナルティを科さないことがあります。
- 予備電源維持運用者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による予備電源の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。
- 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止維持費・燃料関係費用等について、制度退出以降においても支払いを継続するものとします。

（予備電源契約約款第17条）

不可抗力に該当する事象

- 大規模な風水害や地震等の天災地変
- 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- 短期立ち上げの予備電源が、保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難なため予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合

第4章 電源入札等補填金・電源入札拠出金

- ・4-1. 請求及び支払の全体像
- ・4-2. 電源入札等補填金の定義と算定
- ・4-3. 電源入札等補填金の請求及び支払
- ・4-4. 電源入札拠出金の算定
- ・4-5. 電源入札拠出金の請求及び支払
- ・4-6. 予備電源制度における消費税の取扱いについて
- ・4-7. 消費税のインボイス制度対応について

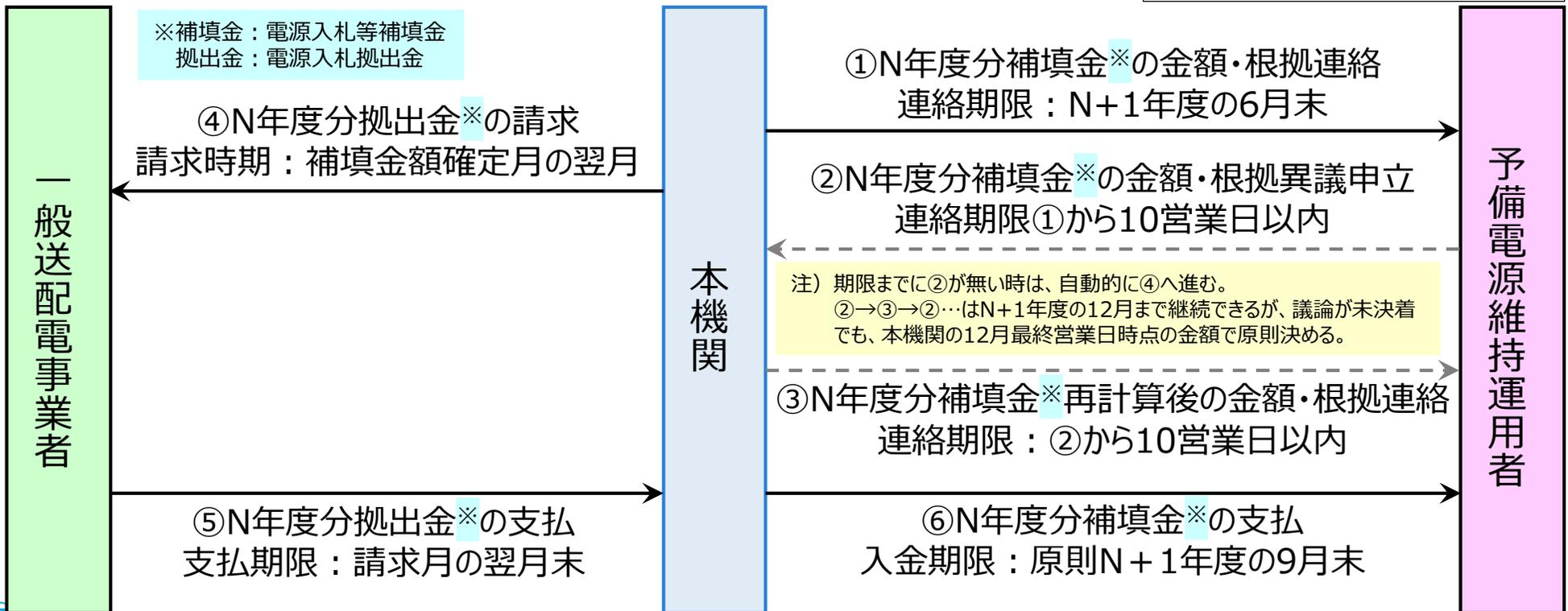
4-1.請求及び支払の全体像

- 本機関は、予備電源維持運用者に対して電源入札等補填金を支払います。
- 電源入札等補填金は、一般送配電事業者に拠出いただく電源入札拠出金を原資としています。
- 電源入札等補填金の総額と電源入札拠出金の総額は同額となります。

(予備電源契約約款第7条、第8条、第十七次中間とりまとめ 2.-(6))

電源入札等補填金と電源入札拠出金の関係

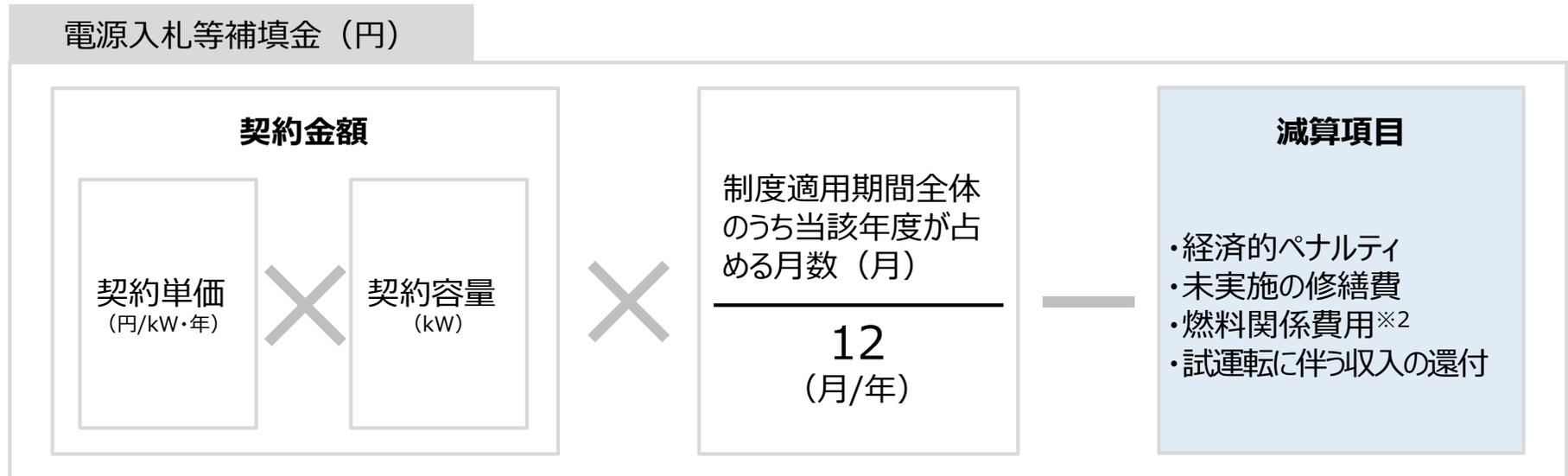
凡例：→ 拠出金・補填金通常フロー
 - -> 異議申立時に限定したフロー



4-2.電源入札等補填金の定義と算定

- 電源入札等補填金とは、予備電源契約に基づき本機関から予備電源維持運用者に対して支払われる金銭を指します。
- 電源入札等補填金（円）は契約単価（円/kW・年）※1に予備電源契約に定める契約容量を乗じた金額から、減算項目（経済的ペナルティ等）を精算した金額で、本機関が算定します。
- 減算項目の金額次第で電源入札等補填金の金額が負となる場合は、その金額を請求します。

（予備電源契約約款第7条）



※1：契約単価（円/kW・年）＝予備電源維持運用者が応札価格に織り込んだ各コストの合計値（円）÷ {契約容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）}

※2：燃料関係費用に関しては、精算の結果、電源入札等補填金への加算項目となる場合があります。

4-3.電源入札等補填金の請求及び支払

- 電源入札等補填金は、制度適用期間全体のうち当該年度が占める月数に応じ、年度毎に支払います。
- 制度適用開始の翌年度より本機関が、予備電源維持運用者に対して、毎年6月までに、電源入札等補填金の支払金額又は請求金額及びそれらの根拠を通知します。
- 電源入札等補填金は、制度適用開始の翌年度より本機関が予備電源維持運用者に対して、原則毎年9月に交付します。ただし、予備電源維持運用者が電源入札等補填金の金額に異議申し立てをした時はこの限りではなく、その年度の年度末まで交付が遅れることもあります。
- 振込手数料は予備電源維持運用者にご負担いただくので、交付する金額は、振込手数料を差し引いた金額になります。

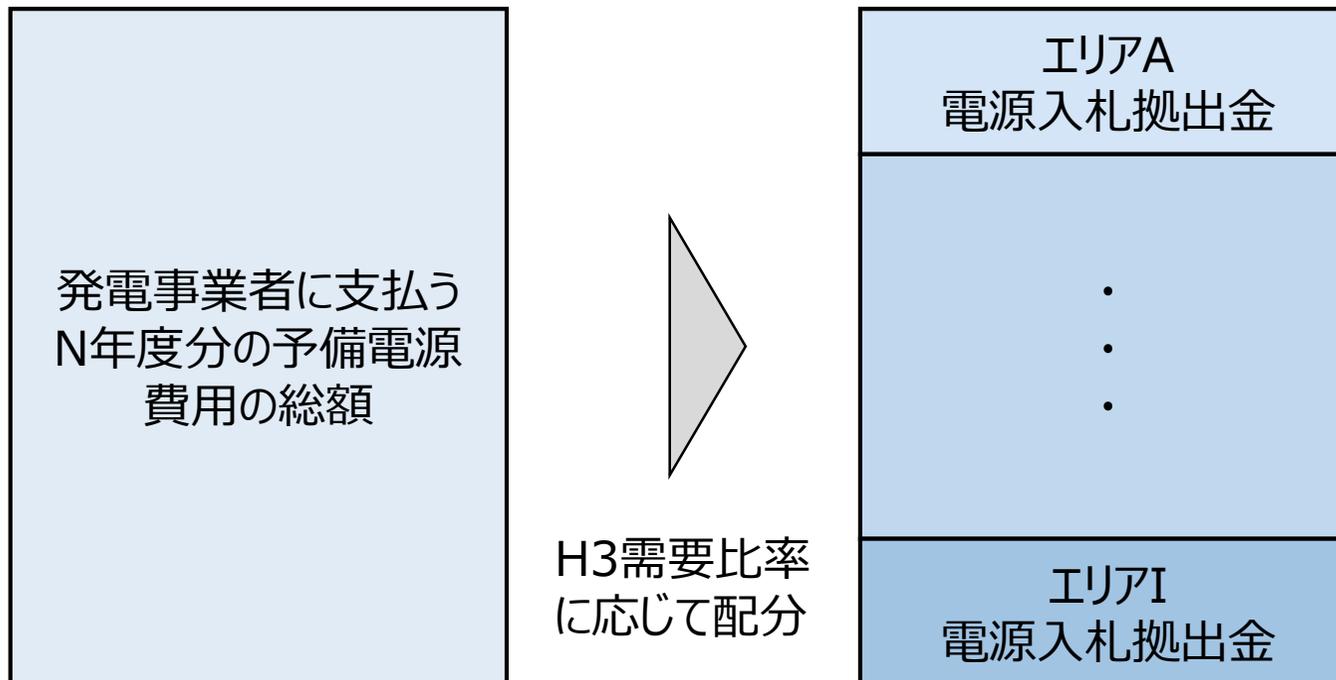
(予備電源契約約款第7条、第8条、第十七次中間とりまとめ 2.-(6))

4-4.電源入札拠出金の算定

- 電源入札拠出金とは、一般送配電事業者から本機関に拠出いただく金額を指します。
- 電源入札拠出金は、発電事業者に支払うN年度分の予備電源費用の総額を、N年度の供給計画における各エリアのN年度の最大3日平均電力（H3）需要比率に応じて各一般送配電事業者※1に按分※2※3します。

(第十七次中間とりまとめ 2.-(6))

電源入札拠出金の算定イメージ



※1：沖縄を除く

※2：電源入札拠出金の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。

※3：電源入札拠出金は、電源入札等補填金の総額と同額となるよう算定します。算定において生じた端数は、H3需要比率が最も高いエリアで調整します。

4-5.電源入札拠出金の請求及び支払

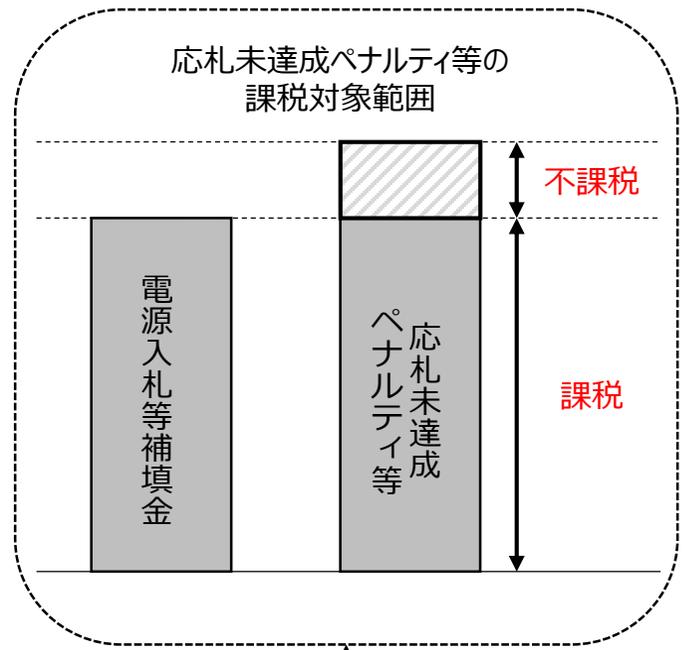
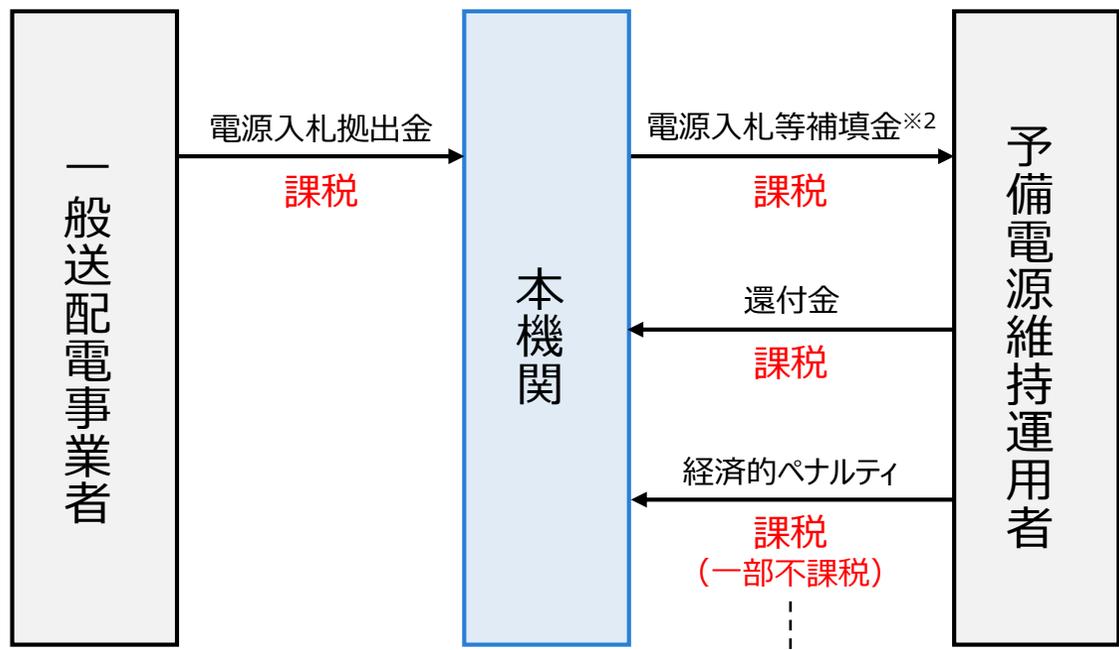
- 電源入札拠出金は、制度適用開始の翌年度より本機関が一般送配電事業者に対して、電源入札等補填金の金額が確定した月の翌月に請求します。原則毎年7月頃に請求しますが、予備電源維持運用者が電源入札等補填金の金額に異議申し立てをした時はこの限りではなく、その年度の1月頃まで請求が遅れることもあります。
- 請求金額は請求月の翌月までにお振込みいただきます。
- 振込手数料は、一般送配電事業者にご負担いただきます。

(予備電源契約約款第7条、第8条、第十七次中間とりまとめ 2.-(6))

- 電源入札等補填金、電源入札拠出金、応札未達成ペナルティ等※1の精算項目は消費税の課税対象です。
- また、精算項目の総額が電源入札等補填金の額を超えた場合、不課税対象です。
- なお、退出ペナルティも不課税対象です。

予備電源制度の取引のイメージ

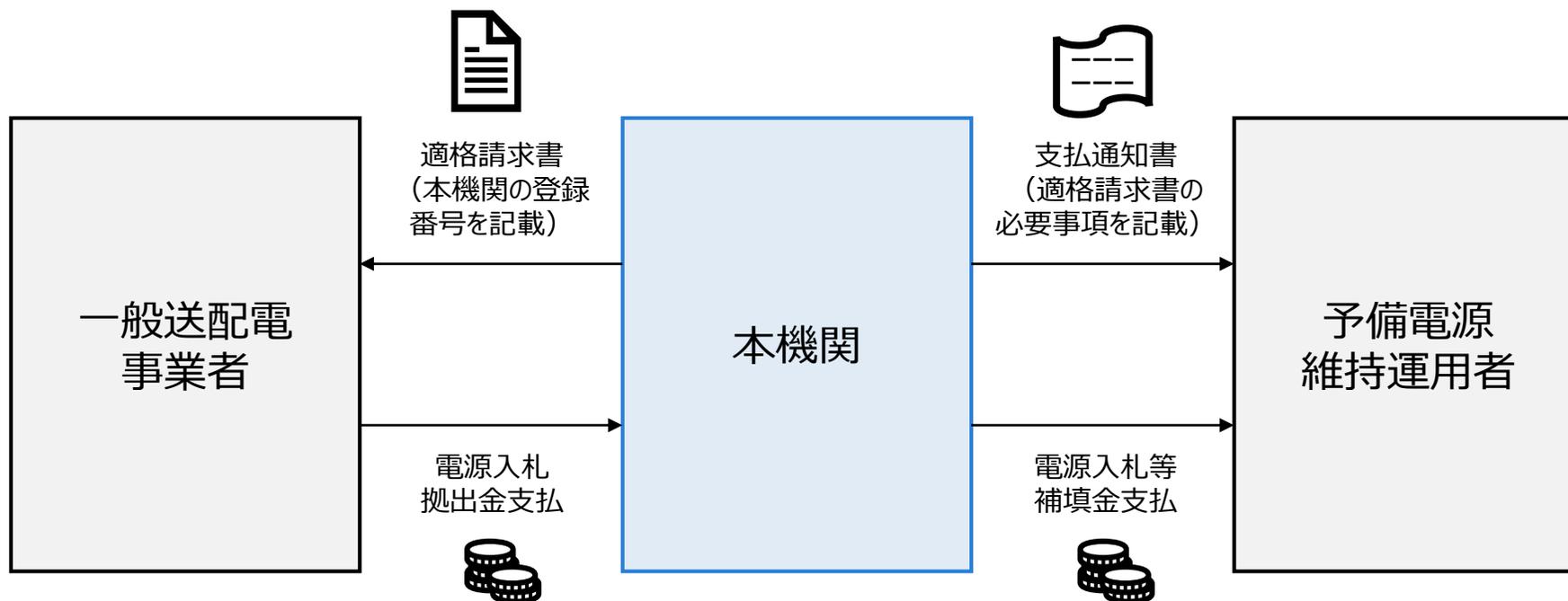
(予備電源契約約款第16条第5項)



※1：修繕費、燃料関係費用の調整を含みます。
 ※2：4-2項にある算定式参照

- 予備電源維持運用者及び一般送配電事業者は、インボイス制度適格請求書発行事業者になる必要があります。
- 本機関は、予備電源維持運用者に電源入札等補填金を支払う際、適格請求書を受領する代わりに、支払通知書を送付するため、予備電源維持運用者による適格請求書の発行は不要です。
- また、本機関は、一般送配電事業者に電源入札拠出金を請求する際、本機関の登録番号を記載した適格請求書を送付します。

電源入札等補填金・電源入札拠出金の請求及び支払イメージ



第5章 予備電源の応札・契約

- ・5-1. 応札書類の提出方法
- ・5-2. 応札価格の考え方
- ・5-3. 応札書類の作成方法
- ・5-4. 応札価格の変更・取下げの扱い
- ・5-5. 契約

5-1. 応札書類の提出方法

- 予備電源募集要綱・予備電源契約約款・応札書類は2025年8月下旬に本機関HPにて公表予定です。
- 応札の受付期間は**2025年8月下旬～2025年9月中旬**の予定で、**最終日17時必着【提出期限】**です。
- 予備電源募集要綱・予備電源契約約款を確認の上で、**応札書は郵送、提案書・誓約書はメール**にて、**上記提出期限まで**にご提出ください。
- 全ての書類（応札書・提案書・誓約書）が提出期限までに到着した時点で、受理となるのでご注意ください。
- 応札の受付期間終了後、内容に確認事項が発生した場合は、メールにてご連絡します。

応札書類		提出方法	
応札書	様式1	A4サイズ の用紙に印刷、封緘の上で 一般書留 または 簡易書留 で郵送 <郵送先> 〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階 電力広域的運営推進機関 需給計画部 ※「 予備電源 応札書在中 」と記載すること。	
提案書	様式2	各様式を作成の上 Excel形式 で提出 ※様式2-3,2-5,2-6,2-8は 任意様式可	様式2,3,添付資料合わせてZIPファイルに変換し、以下のメールアドレスに送付 ◆ ファイル名称：事業者名_応札電源名_提案書・誓約書 ◆ メール件名（例）：【提出】予備電源の応札書類（事業者名） <メールアドレス> yobi_osatsu@occto.or.jp
	添付資料	形式任意	
誓約書	様式3	内容に同意の上、押印し、 PDF形式 で提出	

書類不備防止の為、様式2フォーマット内の「応札書類提出時チェックシート」をご活用ください。

応札書類提出時チェックシート

提出前に必ずご確認ください（本チェックは様式と一緒に提出頂いても問題ございません）。

☑用意ができたらチェックボックスを押下

応札書類チェックリスト		メール提出	郵送提出(送付日)
応札書 (A4用紙)	(様式1)	<input type="checkbox"/>	2025/XX/XX
提案書 (Excel形式)			
電源及び事業者に関する情報	(様式2-1)	<input type="checkbox"/>	-
運転実績	(様式2-2)	<input type="checkbox"/>	-
契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	(様式2-3)	<input type="checkbox"/>	-
契約決定時点から行う修繕等の内容	(様式2-4)	<input type="checkbox"/>	-
制度適用期間中（休止維持）の作業計画	(様式2-5)	<input type="checkbox"/>	-
立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	(様式2-6)	<input type="checkbox"/>	-
立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	(様式2-7)	<input type="checkbox"/>	-
燃料調達計画	(様式2-8)	<input type="checkbox"/>	-
その他応札時点で不確実な事項	必要に応じて提出 (様式任意)	<input type="checkbox"/>	-
発電事業届け出書	添付資料1	<input type="checkbox"/>	-
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 <small>※発電量調整供給契約が未締結の場合は提出不要</small>	添付資料2	<input type="checkbox"/>	-
応札容量の基本資料(以下のいずれか) ・メインオプションで提出した期待容量算定単元一覧(安定電源(前送水除く)の写し) ・直近で供給力を計上した供給計画の写し <small>※上記資料記載の容量が様式2-1記載の応札容量と異なる場合は別途説明資料を添付</small>	添付資料3	<input type="checkbox"/>	-
誓約書 (PDF形式)	(様式3)	<input type="checkbox"/>	-

提出時チェックポイント		
① 様式1 [7.制度適用期間] と様式2-1 [10.制度適用期間] は同じ期間が入力されている		<input type="checkbox"/>
② 様式1 [8.応札容量] と様式2-1 [13.応札容量] は同じ期間が入力されている		<input type="checkbox"/>
③ 様式1は応札日を記載、押印したものをA4で印刷している		<input type="checkbox"/>
④ 様式1,2,3の各様式に記載漏れがない		<input type="checkbox"/>
⑤ 様式3は同意日を記載、押印したものをPDF形式にしている		<input type="checkbox"/>
⑥ 上記の応札書類チェックリスト全てにチェックおよび入力している		<input type="checkbox"/>
⑦ 様式1は封筒に「予備電源 応札書在中」と記載、封緘している		<input type="checkbox"/>
⑧ 様式2,3,添付資料はまとめてZIPファイルに変換(ファイル名称:「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」)している		<input type="checkbox"/>
⑨ 様式2,3,添付資料のメールの件名は「[提出]予備電源の応札書類(事業者名)」としている		<input type="checkbox"/>

<応札書(様式1)の郵送先> ※一般書留または簡易書留
〒100-6607
東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階
電力広域的運営推進機関 需給計画部 入札係
<提案書(様式2・添付資料)・誓約書(様式3)の送付先>
[メールアドレス]: yobi_osatsu@occto.or.jp

※応札の受付期間内に、本チェックシートを含む全ての様式をまとめて送付してください。
※任意の様式を作成した場合においても、本様式の各シートは削除せずそのまま提出してください。

全ての項目に✓が入っていることを確認した上で提出してください。

5-2. 応札価格の考え方

- 監視対象となった応札案件は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」といいます。）にて応札価格の監視が行われます。（予備電源ガイドライン 3.-(3)）
- 応札価格に織り込める費用は、休止措置及び休止状態の維持に係るコストとして、主に以下の項目です。（修繕費、税金、人件費、発電側課金（kW課金）休止維持費、等）
- 予備電源制度が認める「定期自主検査に伴う試運転」と「修繕の完了を確認するために必要な試運転」の費用は、燃料費も含めて修繕費に織り込んでください。
- 予備電源の応札価格に織り込むことが認められたコストのうち、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、当該電源の容量市場の応札価格との関係がコスト別に以下のとおりになっている必要があります。
 - 修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等：
当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストと同額以下
 - 人件費、発電側課金等：
当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額
- 応札単価の目安は、第1回～第5回の容量市場メインオークションの上限価格（指標価格の1.5倍）の平均値（14,399円/kW）としました。応札単価はこれ以下となることが求められます。
- その他、応札価格の考え方の詳細は「予備電源制度ガイドライン（3. 応札価格の考え方）」をご参照ください。

（第二十一次中間とりまとめ 2.3-(3)-⑤、2.3-(3)-⑥）

5-3. 応札書類の作成方法① 応札書

- 応札事業者は、応札電源ごとに、所定の様式（様式1）で応札書を作成してください。
- 応札単位は、**電源（ユニット・号機）単位**、応札容量は**kW単位**、応札価格は**1円単位**となります。
- 応札価格は、契約開始以降制度適用期間終了までの、電源の休止措置及び休止状態の維持等に係るコストとして、予備電源ガイドラインに基づき織り込むことが認められるコストの総額（円）です。
なお、立ち上げプロセスの応札価格に含まれるコストを除きます。
- 応札書内には、提案書と同じ内容を記載する項目があり、異なる情報が記載されていた場合には不落札とします。

■【様式1】 応札書

2025 年 ● 月 ● 日

本紙作成日を記入してください。

電力広域的運営推進機関 宛

押印を忘れずに。

会社名 ●●株式会社
代表者名 ●●●●●● 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり応札いたします。

1 事業者名	●●株式会社
2 電源の名称	●●発電所●号
3 担当者連絡先	氏名 XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX メールアドレス XXXX@XXX.XX.XX
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）
5 立ち上げ区分	短期立ち上げ
6 応札エリア	東エリア（50Hz）
7 制度適用期間	開始 2025 年 4 月 1 日 終了 2027 年 3 月 末日 ※ 期間は自動表示 期間 24 か月
8 応札容量	1,000,000 kW
9 応札価格	12,811,000,000 円
10 応札単価	6,406 円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）
11 燃料関係費用	811,000,000 円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	6,000 円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）
13 燃料関係費用を除いた応札価格	12,000,000,000 円 ※ 自動表示

記載の注意事項

**A4で印刷の上、郵送提出
封筒に「予備電源 応札書在中」と記載**

応札者が複数の案件を応札される場合は、識別できる名称まで記載してください。

連続した12か月以上36か月以内とし、**様式2-1【10.制度適用期間】**と同じ期間を入力してください。
なお、異なる情報が記載されていた場合には不落札となります

様式2-1【13.応札容量】と同じ容量を入力してください。
なお、異なる情報が記載されていた場合には不落札となります

応札価格に織り込むことが認められるコストについては「**予備電源制度ガイドライン**」を参照してください

短期立ち上げの石油火力であって燃料関係費用を織り込んだ場合は、【11.燃料関係費用】に入力してください。その他の電源は0円が自動表示されます



5-3. 応札書類の作成方法② 提案書

- 応札事業者は、提案書として様式2-1から2-8の全ての様式と、添付資料の提出が必要となります。
- 提案書は、応札電源ごとに作成してください。
- 提案書の項目の中には、応札書や、各添付資料の情報との整合を確認する項目があるため、提案書に記載の項目が当該情報と一致しているかを提出前に必ずご確認ください。

	提出書類	提案書の記載概要	補足
様式2-1	電源及び事業者に関する情報	・ 電源に関する基本情報や、事業者に関する情報を記載	—
様式2-2	運転実績	・ 応札前年度分（応札前年度の稼働実績がない場合、稼働していた直前年度分）の実績を記載	—
様式2-3	契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	・ 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕、休止措置、メンテナンス等の作業工程を時系列で記載	任意様式可
様式2-4	契約決定時点から行う修繕等の内容	・ 契約決定時点から行う修繕の内容、金額、実施理由、予定期間を記載	—
様式2-5	制度適用期間中（休止維持）の作業計画	・ 制度適用期間中に、最低限必要な休止維持に係る主な作業計画の内容、金額、実施理由、予定期間を記載	任意様式可
様式2-6	立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	・ 立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要を記載	任意様式可
様式2-7	立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	・ 立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載	—
様式2-8	燃料調達計画	・ 立ち上げが決定してから、必要な燃料を調達できるよう、調達計画を記載	任意様式可

添付資料1	発電事業届出書の写し
添付資料2	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表の写し ※発電量調整供給契約が未締結の場合には提出不要
添付資料3	応札容量の基本資料（以下のいずれか） ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し ・直近で供給力を計上した供給計画の写し ※上記資料記載の容量が様式2-1記載の応札容量と異なる場合は別途説明資料を添付

※その他、応札時点で不確実な事項があれば提案書に添付してください。様式は任意で結構です。

■ 様式2-1の「電源に関する基本情報」は、添付書類の情報と一致していることを確認の上で、電源の名称や所在地等の電源の基本情報を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目	記載欄
電源に関する基本情報	1	電源の名称	○発電所○号
	2	所在地	○県○市…
	3	発電方式区分（燃料種）	石油（重油）/石油（軽油）/石油（灯油）/その他燃料油/石炭/都市ガス/天然ガス（LNG）…
	4	受電地点特定番号	○○○○
	5	系統接続しているエリア名	北海道 エリア
	6	定格出力	1,000,000 kW
	7	営業運転開始年月	1985 年 4 月

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

1. [電源の名称] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報、また、様式1「応札書」に記載する内容と同じであること。
2. [所在地] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること。
3. [発電方式区分（燃料種）] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること。
4. [受電地点特定番号] は、発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要。発電量調整供給契約締結済の場合は、添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」記載の受電地点特定番号と同じであること。
5. [系統接続しているエリア名] は、発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要。発電量調整供給契約締結済の場合は、該当エリアにおける添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出すること。
6. [定格出力] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること。

- 様式2-1の「電源に関する詳細情報」には予備電源に応札するための電源の詳細情報を記載してください。
- [10. 制度適用期間] は、様式1 [7. 制度適用期間] と同じ期間を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目		記載欄	
電源に関する詳細情報	8	立ち上げ区分		長期立ち上げ	
	9	応札エリア		東エリア (50Hz)	
	10	制度適用期間	開始	2025 年	4 月 1 日
			終了	2027 年	3 月 末 日
			期間	2 4 か月	

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

8. [立ち上げ区分] は長期立ち上げ、もしくは短期立ち上げのどちらかの区分にのみ応札可能。
9. [応札エリア] は東エリア (50Hz) もしくは西エリア (60Hz) を選択。
10. [制度適用期間] は、連続した12か月以上36か月以内で記載し、様式1 [7.制度適用期間] と同じ期間を入力すること。

■ 様式2-1の「電源に関する詳細情報」には予備電源に応札するための電源の詳細情報を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目	記載欄
電源に関する詳細情報	11	参加要件の確認	容量市場2026年度実需給向けメインオークション※1
			容量市場2027年度実需給向けメインオークション※2
			容量市場2028年度実需給向けメインオークション※3
			容量市場2026年度実需給向け調達オークション※4
	12	応札容量	1,000,000 kW

※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

11. [参加要件の確認]

- ※1 ・2026年度制度適用開始の場合に回答必須。
 ・「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源を指す。
- ※2 ・2026年度制度適用開始の場合に回答必須。
 ・2027年度制度適用開始の場合に回答必須。
 ・「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源を指す。
- ※3 ・2027年度制度適用開始の場合に回答必須。
 ・2026年度制度適用開始かつ短期立ち上げにおいて、2028年度を制度適用期間に含める場合に回答必須。
 ・2026年度制度適用開始かつ長期立ち上げにおいて、2027年度または2028年度を制度適用期間に含める場合に回答必須
 ・「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源を指す。
- ※4 ・2026年度制度適用開始の場合に回答必須
 ・「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源を指す。

12. [応札容量] は、次頁「(参考) [13.応札容量]の考え方について」を参考に設定し、様式1[8.応札容量]と同じ容量を入力すること。
 項目15 [容量市場または供給計画に計上した供給力] と異なる場合は説明資料を添付すること。

(参考) [13. 応札容量] の考え方について

- 予備電源募集への応札容量はこれまで容量市場へ応札した際の容量や、供給計画に計上した供給力等を参照して設定してください。
- 季節等の要因でこれまで容量市場へ応札した際の容量や、供給計画に計上した供給力と一致しない場合※1（供給計画では一致しているか判別できない場合も含む）は、算出の根拠、一致していない理由等を示した説明資料（様式は任意）をご提出ください。

期待容量等算定諸元一覧

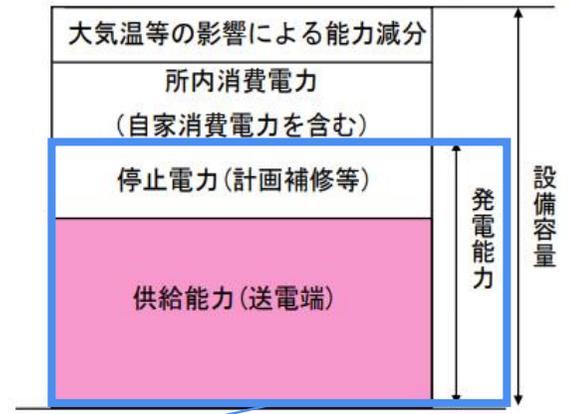
<対象：火力、水力（純揚水以外）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください
 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分	石油												
エリア名	東京												
設備容量	500,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	400,000	400,000	370,000	370,000	370,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	kW
期待容量	392,500												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
応札容量	0												kW

電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（2023年12月）

(イ) 火力及び原子力
 ・火力及び原子力発電所の供給能力は、設備容量から大気温等の影響による能力減分及び所内消費電力（自家消費電力がある場合はそれも含む）を減じた発電能力より、計画補修等による停止電力を差し引いたものとする。



予備電源募集への応札容量の一例

※1： [15. 容量市場または供給計画に計上した供給力（添付資料3）] と異なる応札容量を設定した場合。

- 様式2-1の「電源に関する詳細情報」には、予備電源に応札するための電源の詳細情報を記載してください。
- 様式2-1の「事業者に関する情報」には、添付書類の情報と一致していることを確認の上で、事業者名や所在地を記載してください。

【様式2-1】電源及び事業者に関する情報の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

区分	項目番号	項目		記載欄	
電源に関する詳細情報	13	想定立ち上げコスト		12,000 円/kW	
	14	容量市場または供給計画に計上した供給力		1,000,000 kW	
事業者に関する情報	15	事業者名		〇〇株式会社	
	16	所在地		〇県〇市...	
	17	担当者連絡先		所属	〇〇〇〇
				氏名	〇〇 〇〇
				電話番号	XX-XXXX-XXXX
		メールアドレス	XXXX@XXXX.XX.XX		

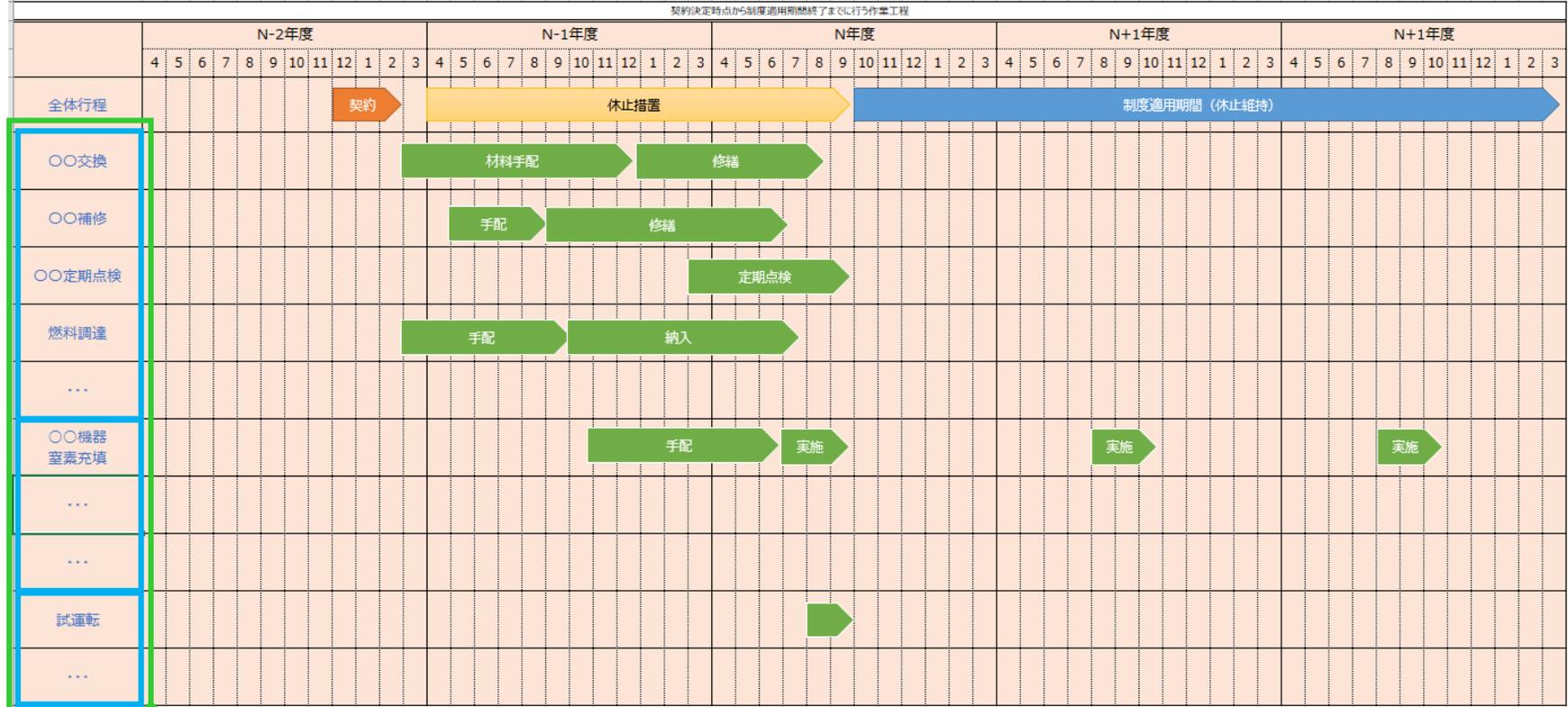
※以下の内容を確認の上、適切な情報を入力をしてください。

13. [想定立ち上げコスト] は項目8[立ち上げ区分] において長期立ち上げを選択した場合、想定立ち上げコストは予備電源の制度適用期間第一年度を 実需 給とするメインオークションの上限価格を下回る金額を記載すること。また、様式2-7に記載した [想定立ち上げコスト総額] を項目12 [応札容量] で除算した数値を記載すること。
14. [容量市場または供給計画に計上した供給力] は添付資料3「応札容量の基本資料」として添付の以下どちらかの資料にて確認できる情報と同じであること。
 - ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し
 - ・直近で供給力を計上した供給計画の写し
15. [事業者名] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
16. [所在地] は、添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
17. [担当者連絡先] は、応札内容に関する確認事項が生じた際、すぐに連絡が取れる連絡先を記入すること。また、制度適用期間中の担当者変更等に 対応するため、担当者連絡先にはメーリングリストを記載いただくことも推奨する。

5-3. 応札書類の作成方法② 提案書【様式2-3】

- 様式2-4に記載した契約決定時点から行う修繕等（休止措置）の10項目全てと試運転実施予定時期、及び様式2-5に記載した制度適用期間中（休止維持）の作業計画を含めて、本制度への契約決定時点から制度適用期間終了までの工程概要を、各項目の時系列が分かる様に記載してください。
- 立ち上げ決定後では燃料調達に間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合は、その作業工程も記載に含めてください。

【様式2-3】契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程の記載例 ※任意様式可



・ 様式2-4に記載した修繕等の10項目と試運転実施予定時期、及び様式2-5に記載した休止措置及びメンテナンスの内容は全て記載

5-3. 応札書類の作成方法②提案書【様式2-4】 (1/2)

- 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う応札価格に費用を織り込んだ修繕等※¹において、金額の大きい順に上位10件についての修繕内容、総額、実施理由、予定期間を記載してください。
- 契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等が完了した際には、別途連絡票により完了報告（写真付）を行ってください。

【様式2-4】契約決定時点から行う修繕等の内容の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

No.	項目	金額	内容	実施理由	予定期間
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	開始 2025年 1月 終了 2026年 10月 22 か月
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	開始 2025年 5月 終了 2026年 9月 17 か月
⋮					
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検 (法令点検)	点検期限を迎えるため	開始 2026年 1月 終了 2026年 11月 11 か月
修繕費・休止措置費総額 (試運転に伴う燃料費用除く)		〇〇.〇			億円
完了報告予定年月		〇年△月			

金額の大きな順に10件を記載し、修繕が10件に満たない場合は全件記載

修繕等の内容には、法令上必要な定期点検についても記載

応札価格に含まれている契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の総額を記載

契約決定時点から制度適用期間終了までに修繕等を行う理由について記載

※1: 立ち上げプロセス落札から実需給までの期間では修繕等が間に合わない場合、応札価格に費用を織り込むことができます。

- 試運転に伴う燃料費用は燃料価格の見積額と使用予定量から算出し、試運転の実施予定月を記載してください。
- 下のフォームに入力する情報に関しては、本機関の求めに応じて、予備電源維持運用者は必要な情報の提出等を行うこととします。

【様式2-4】契約決定時点から行う修繕等の内容の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

(任意) 試運転に伴う燃料費用について					
No.	用途	試運転に伴う燃料費用	燃料価格の見積費用	使用予定の燃料の量	実施予定月
1	試運転	〇.〇億円	〇.〇円/kl	X X, X X X kL	〇年〇月
2					
試運転に伴う燃料費用		〇〇.〇			億円

5-3. 応札書類の作成方法② 提案書【様式2-5】

- 制度適用期間中に最低限必要な休止維持に係る主な作業計画において、作業名称、金額、作業内容、対象施設、実施予定月を、最大10件まで記載してください。
- 休止維持の実施状況を別途連絡票により定期報告してください。

【様式2-5】制度適用期間中（休止維持）の計画作業の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

No.	作業名称	金額	作業内容	対象施設	実施予定月
1	窒素充填	〇.〇億円	休止中の腐食を防止するため、窒素充填措置を行う。 (窒素補充)	<ul style="list-style-type: none"> タービン設備 ボイラー設備 	〇年〇月
2	タービン軸歪み休止措置	〇.〇億円	休止中のタービン回転軸の歪みを防止するため、〇〇を行う。	<ul style="list-style-type: none"> タービン設備 	〇年〇月
⋮					
10	• ...	〇年〇月
休止維持費総額			〇〇.〇		億円

5-3. 応札書類の作成方法② 提案書【様式2-6】

- 作業工程の欄には、様式2-7に記載した修繕等の10項目全てと、燃料調達計画を含めた、立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要を記載してください。
- 人員確保計画の欄には、制度適用期間中の体制及び立ち上げ決定後に必要な人員確保の計画を記載してください。

【様式2-6】立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

	N-3	N-2	N-1	N月
立ち上げプロセス	契約			実需給期間
○○交換		○日 材料手配	○日完了 修繕	
○○補修	○日	手配	○日完了 修繕	
○○点検	○日	点検	○日完了	
燃料調達	○日	手配	○日 納入	

様式2-7に記載した修繕などの10項目全てを記載

燃料調達の計画も記載

人員確保計画

(制度適用期間中の体制)

- 制度適用期間中は、最低限の保守要員として○○名を専任、○○名を他業務と兼任させて維持運用する。

(立ち上げ決定後の人員確保計画)

- 応札電源の立ち上げに必要な追加人員は○名を想定しており、……
- 具体的には、立ち上げプロセスへの落札決定後、応札電源の勤務経験者を○○や△△から集め、…
- なお、燃料関連設備の運転は協力会社である○○社が行っており、協力を仰ぐ予定であり、…

5-3. 応札書類の作成方法② 提案書【様式2-7】

- 金額の大きい順に上位10件について、立ち上げプロセスへの契約決定以後に行う修繕等の内容及び理由を記載してください。その際、法令上必要な定期点検についても記載してください。
- 総額欄には、想定立ち上げコストの総額を記載してください。

【様式2-7】立ち上げ決定後に行う修繕等の内容の記載例

※青文字:記載例 ※ :入力箇所

No.	項目	金額	内容	実施理由	所要期間
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	5か月
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	5か月
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	9か月
⋮					
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検 (法令点検)	点検期限を迎えるため	3か月
想定立ち上げコスト総額		〇〇.〇			億円

金額の大きな順に10件を記載し、修繕が10件に満たない場合は全件記載

修繕等の内容には、法令上必要な定期点検についても記載

立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載

想定立ち上げコストに含まれる総額を記載

5-3. 応札書類の作成方法②提案書【様式2-8】

- 燃料費を応札価格に織り込んでいるか否かに関わらず、立ち上げが決定してから、必要な燃料を調達できるよう、調達計画を記載してください。
- 立ち上げ決定後では燃料調達が間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合は、その燃料調達の計画が分かるようにしてください。
- 調達予定量の算出根拠を必ず記載してください。

【様式2-8】燃料調達計画の記載例

※青文字:記載例 ※任意様式可

燃料調達計画

- ・ (立ち上げ決定後に調達する場合) 元売り業者の〇〇に発注し、近隣の燃料基地である〇〇からC重油を〇か月で手配をする。
- ・ (立ち上げ決定前に調達する場合) 応札電源の立ち上げに必要なC重油は、元売り業者への発注から納入まで〇か月がかかり、数ヶ月程度での立ち上げには間に合わない。このため、……
- ・ 落札後の調達予定量は〇kLであり、算出根拠は以下のとおり。
……

5-3. 応札書類の作成方法③ 誓約書

■ 誓約書内容に同意の上で、印刷、押印を行い、PDFファイルとしてメールにて提出してください。

誓約書

■【様式3】誓約書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

予備電源募集への応札に伴う誓約書

所在地
名称又は商号
代表者 印

当社は、予備電源募集への応札にあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、予備電源募集への応札資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

- 予備電源募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
- 法律または政省令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
- 予備電源募集への応札にあたっては、実実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
- 予備電源募集の公正を害する行為をしないこと。
- 予備電源の応札書類の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなし、落札結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった予備電源契約が成立することに同意すること。

本紙作成日を記入してください。

押印を忘れずに。

5-4. 応札価格の変更・取下げの扱い (1/3)

- 監視の結果、応札価格に含めることが認められない金額があった場合は「応札価格変更」もしくは「応札取下げ」を行ってください。
- 本募集において、2029年度を制度適用期間に含む電源が、予備電源制度落札決定前に、同年度を実需給年度とする容量市場メインオークションに落札した時は、「応札取下げ」を行ってください。
- 応札価格変更の場合、事業者は監視の結果を反映した応札価格を再度算定し、監視等委の確認を経て、これを様式4-1の「再応札書」に記載し、監視等委による通知日から14日以内に郵送にてご提出ください。再応札の結果、様式2の「提案書」の内容に変更が生じた場合には、当該様式をメールにて再提出ください。
- 応札取下げの場合、様式4-2の「応札辞退書」を、監視等委による通知日または容量市場メインオークションの約定結果公表日から14日以内にメールにてご提出ください。

(予備電源ガイドライン3.-(4)、予備電源募集要綱第3章第3項(3)-イ)

提出書類		提出方法
再応札書 〔応札価格変更の場合に提出〕	様式4-1	<p>A4サイズの用紙に印刷、封緘の上で一般書留または簡易書留で郵送 ※再応札の結果、様式2の「提案書」内容に変更が生じた場合には、当該様式をメールにて再提出（送付先は応札辞退書送付先メールアドレス） <郵送先> 〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階 電力広域的運営推進機関 需給計画部 ※「予備電源 再応札書在中」と記載すること。</p>
応札辞退書 〔応札取下げの場合に提出〕	様式4-2	<p>作成後、社印押捺済みの文書をPDF形式にて以下メールアドレスに送付 <メールアドレス> yobi_osatsu@occto.or.jp</p>

5-4. 応札価格の変更・取下げの扱い (2/3)

■ 応札価格変更の場合、再応札書（様式4-1）を作成し、A4で印刷、押印し郵送にてご提出ください。封筒に「予備電源 再応札書在中」と記載してください。

■ 【様式4-1】再応札書

本紙作成日を記入してください。 2025 年 ● 月 ● 日

再 応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

押印を忘れずに。 会社名 ●●株式会社 代表者名 ●●●●●● 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり再応札いたします。

1 事業者名	●●株式会社
2 電源の名称	●●発電所●●号
3 担当者連絡先	氏名 XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX メールアドレス XXXX@XXX.XX.XX
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）
5 立ち上げ区分	短期立ち上げ
6 応札エリア	東エリア（50Hz）
7 制度適用期間	開始 2025 年 4 月 1 日 終了 2027 年 3 月 末日 ※ 期間は自動表示 期間 24 か月
8 応札容量	1,000,000 kW
9 応札価格	12,800,000,000 円
10 応札単価	6,400 円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）
11 燃料関係費用	800,000,000 円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	6,000 円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）
13 燃料関係費用を除いた応札価格	12,000,000,000 円 ※ 自動表示

**A4で印刷の上、郵送提出
封筒に「予備電源 再応札書在中」と記載**

連続した12か月以上36か月以内とし、**様式2-1【10.制度適用期間】**と同じ期間を入力してください

様式2-1【13.応札容量】と同じ容量を入力してください

応札価格は**監視後の是正価格**を入力してください

短期立ち上げの石油火力において燃料関係費用を織り込んだ場合は、【11. 燃料関係費用】に入力してください。その他の電源は0円が自動表示されます

- 応札を辞退する場合、応札辞退書（様式4-2）を作成し、押印したものをPDFファイルとしてメールで送付してください。
- 応札辞退書は、監視等委による監視の結果、応札の取り下げを行う場合、又は本募集の落札結果の公表前に容量市場メインオークションに落札した場合も提出してください。

■ 【様式4-2】 応札辞退書

2025 年 ● 月 ● 日

応 札 辞 退 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名 ●●株式会社
 代表者名 ●●●● 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、応札いたしましたが、都合により応札を辞退します。

1 事業者名	●●株式会社	
2 電源の名称	●●発電所●号	
3 担当者連絡先	氏名	XXXX
	電話番号	XX-XXXX-XXXX
	メールアドレス	XXXX@XXX.XX.XX

PDF形式にてメール提出

本紙作成日を記入してください。

押印を忘れずに。

提出済みの応札書と同じ内容を転記してください

5-5. 契約 ① 締結

- 落札後は、本機関と予備電源維持運用者にて予備電源契約を締結していただきます。落札結果公表後、本機関より予備電源維持運用者に契約締結に向けたご案内をメールで送付します。（予備電源募集要綱第5章第4項）
- 予備電源契約は予備電源契約書及び予備電源契約約款で構成されます。（予備電源契約約款第1条第3項）
- 制度適用期間によらず、落札結果の公表日が予備電源契約の効力発生日（契約期間の開始日）となります。（予備電源募集要綱第5章第4項）
- 契約金額は、応札書に記載した応札価格となります。（予備電源契約約款第6条第1項）

予備電源契約書

株式会社 XXXX（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、予備電源募集要綱（2026 年度・2027 年度制度適用開始向け）および予備電源契約約款（以下、「約款」という。）に基づき、下記のとおり予備電源契約（以下「本契約」という。）を締結する。
 なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

予備電源維持運用者	株式会社 XXXX
電源の名称	XX 火力発電所 XX 号機
電源所在地	XX 県 XX 市 XX 町 1-2-3
発電方式区分（燃料種）	石炭/ガス/石油/・・・
立ち上げ区分	短期/長期
制度適用期間	XXXX 年 XX 月 1 日～XXXX 年 XX 月 XX 日
契約容量	XXXX kW
契約金額	XXXX 円
契約期間	XXXX 年 XX 月 XX 日～XXXX 年 XX 月 XX 日

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

予備電源契約は予備電源契約書及び予備電源契約約款で構成されます

応札書に記載した応札価格※となります
※「3. 予備電源募集 応札書類の提出：応札書類の作成方法 ① 応札書」を参照

制度適用期間によらず、落札結果の公表日が予備電源契約の効力発生日（契約期間の開始日）となります

5-5. 契約 ②変更・解除

- 予備電源維持運用者は、「予備電源契約約款」第18条第1項に定める変更事由が生じ、本契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。なお、前項の本契約の変更は、本機関の本契約の承認をもって成立するものとします。
- 本機関及び予備電源維持運用者は、相手方が「予備電源契約約款」第20条第1項に定める解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また、予備電源維持運用者に、「予備電源契約約款」第20条第2項に定める解除事由が生じた場合、本機関は、予備電源維持運用者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

予備電源契約の変更・解除事由

変更事由（第18条第1項）

- ① 契約容量の一部が、第9条第1項に示すに示す制度退出をした場合
- ② 第19条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ③ その他、本機関が変更を必要と判断した場合

解除事由（第20条第1項）

- ① 監督官庁により業務停止等の処分を受けたとき
- ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡処分を受けたとき
- ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
ただし、信用状況が極端に悪化したと認められた場合に限る。
- ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
- ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
- ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はその原因となる事由が生じたとき
- ⑦ 解散の決議をしたとき
- ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

第6章 その他

・6-1. 各種参照先

6-1.各種参照先

<各種参照先>

- ・本機関ホームページ（予備電源制度）

<https://www.occto.or.jp/yobidengen/index.html>

- ・予備電源制度ガイドライン

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/105_s03_00.pdf

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

第十三次中間とりまとめ（2023年8月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf

第十七次中間とりまとめ（2024年6月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240628_1.pdf

第二十一次中間とりまとめ（2025年6月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/105_s01_00.pdf